
第5次 島田市障害者計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年3月

島 田 市

はじめに

近年、障害福祉を取り巻く環境は、障害当事者の高齢化や障害の重度化などを背景に、多様化・複雑化しております。また「親亡き後」を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみの対応が求められています。

このような中、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源や世代が分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを始めています。

これまで、本市の障害福祉は「第1次島田市障害者計画（平成11年度策定）」に位置付けた基本理念「みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きる」を受け継ぎ、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるよう、心のバリアフリーの推進をはじめとするさまざまな施策に取り組んでまいりました。

このたび、現行の「第4次島田市障害者計画」が令和5年度をもって終了することから、令和6年度から令和11年度までの「第5次島田市障害者計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、障害のある人のニーズや課題に対応したものとなるよう、市民アンケートや市民ワークショップなどの調査、パブリック・コメント等を通じて、多くの皆様からご意見をいただき、施策の参考といたしました。さらに、障害者総合支援法に規定する「島田市地域自立支援協議会」でのご意見や協議された内容を反映させていただきました。

今後、この計画に基づき、誰もがお互いを尊重し支え合いながら、地域の中で自分らしく健やかに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、障害福祉施策の更なる推進に努めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました市民の方々や、様々な視点から熱心にご審議くださいました自立支援協議会委員の方々など、ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向け、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

島田市長 染谷 絹代



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的及び趣旨.....	1
2 計画の対象.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画策定にあたって踏まえるべき事項.....	4
6 計画の策定方法.....	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	8
1 統計データからみた障害のある人の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみた障害のある人の状況.....	15
3 市民ワークショップからみた障害のある人の状況.....	29
4 障害福祉サービス事業所及び障害者団体等の調査状況.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 重点的な取組.....	34
3 計画の基本目標.....	36
4 施策の体系.....	39
第4章 計画の基本施策.....	40
基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）.....	40
基本目標2 つながる（社会参加の促進）.....	44
基本目標3 はたらく（雇用と就労の充実）.....	50
基本目標4 まもる（防犯、防災対策の充実）.....	54
基本目標5 でかける（生活環境の整備）.....	58
基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）.....	62
基本目標7 つたえる・しる（情報・コミュニケーションの充実）.....	68
基本目標8 ぐらす（福祉・保健・医療サービスの充実）.....	72
第5章 計画の推進に向けて.....	79
1 推進体制.....	79
2 計画を推進するための各々の役割.....	80
3 計画の進行管理と評価.....	81

資料編	82
1 島田市障害者計画策定組織体制	82
2 島田市障害者計画策定委員会設置要綱.....	83
3 島田市地域自立支援協議会設置要領.....	84
4 島田市地域自立支援協議会委員名簿.....	86
5 策定経過	87
6 策定の実施体制	88
7 用語解説	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的及び趣旨

本市では、第4次島田市障害者計画に基づき、思いやりあふれる地域共生社会を形成することが、地域で障害のある人を支援することにつながるという考え方のもとに障害福祉施策を推進してきました。

国においても、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律[※]」により、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを内容とする「社会福祉法」の一部が改正され、令和3年4月に施行されるなど、地域共生社会の取組の促進を図る法制度が改正されています。令和5年度を初年度とする「障害者基本計画（第5次）」でも、目指すべき社会像の一つに「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会を掲げています。

また、第4次島田市障害者計画の策定以降、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、障害者文化芸術推進法）[※]」（平成30年6月施行）や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下、ユニバーサル社会実現推進法）[※]」（平成30年12月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、読書バリアフリー法）[※]」（令和元年6月施行）等の新たな法律が制定されています。近年は、障害のある人の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、さまざまな分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

本市においても、これまでの障害福祉施策の成果を受け継ぎつつ、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や法制度の改正を踏まえた計画の更新を図る必要があります。そのため、本市で進めるべき障害福祉施策の方向性や目標を示した「第5次島田市障害者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

障害者・障害児とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害[※]を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と障害者基本法第2条に定義されています。

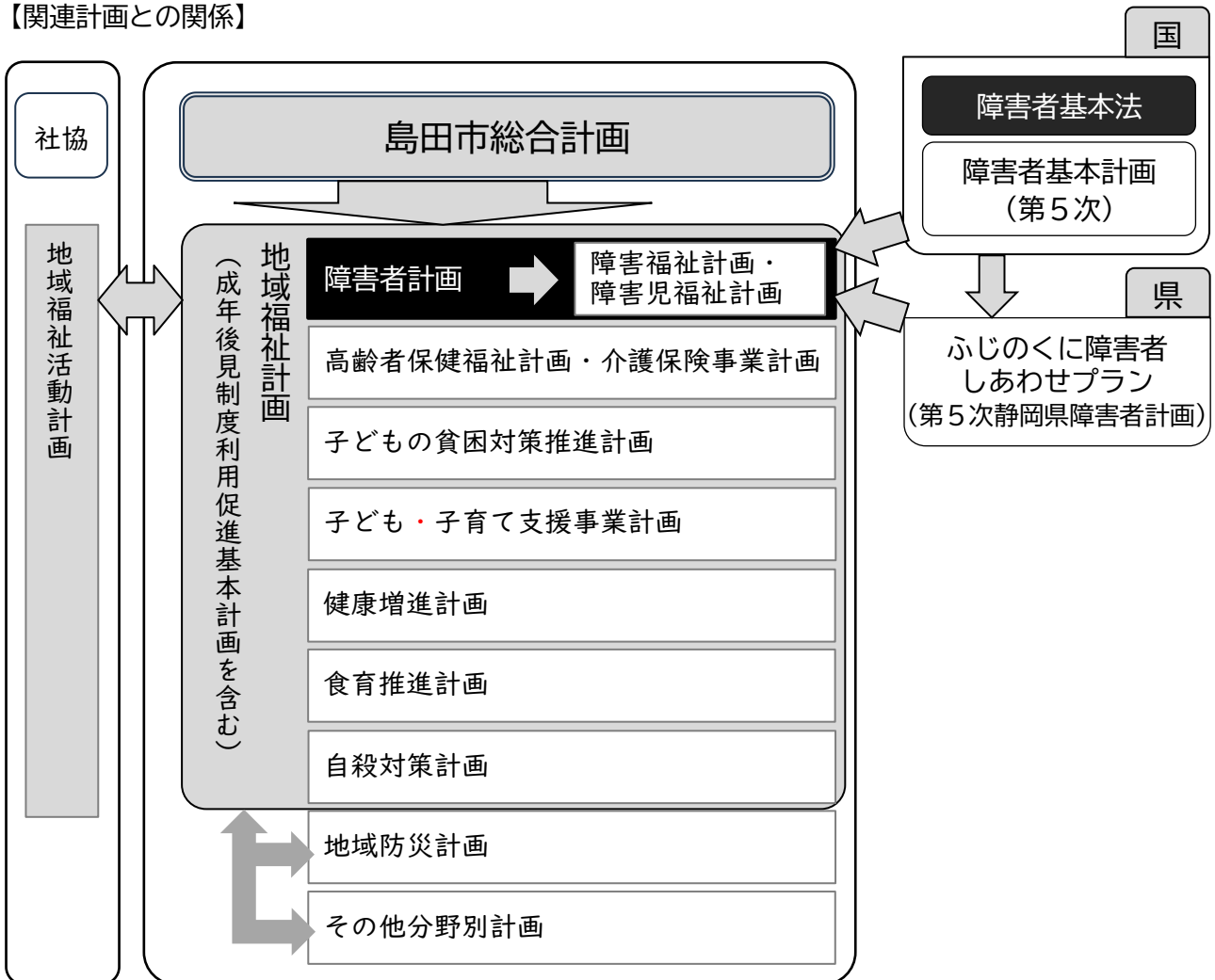
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法*第11条第3項を法的な根拠とし、本市の障害福祉施策の基本的な方向性や目標を示すために策定するものです。

本計画は、「第2次島田市総合計画」を最上位計画とするとともに、本市の健康福祉分野の総合計画といえる「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」を踏まえつつ、他の関連する計画との整合を図りながら策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」との整合を図りました。

【関連計画との関係】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。ただし、国の法改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5年度 2023	R6年度 2024	R7年度 2025	R8年度 2026	R9年度 2027	R10年度 2028	R11年度 2029
島田市総合計画	第2次計画（後期計画）			第3次計画			
デジタル田園都市構想 総合戦略	第2期 総合戦略	デジタル田園都市構想				第2期	
地域福祉計画 地域福祉活動計画	令和4～8年度				令和9年度～13年度		
障害者計画	第4次	第5次計画					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期	第7期障害福祉 第3期障害児福祉			第8期・第4期		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9次 第8期	第10次高齢者保健福祉 第9期介護保険事業			第11次・第10期		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期			こども計画に統合予定			
子どもの貧困対策 推進計画	第1期						
健康増進計画 食育推進計画	第3次		第4次				
自殺対策計画	第1次		第2次				

5 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の動向

① 障害者基本計画（第5次）

令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

同計画では、方向性に「社会情勢の変化」が追記され、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられています。

「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ※（向上に向けた新技術の活用）、障害のある女性、子ども及び高齢者等への配慮などの言及が追記されています。

【障害者基本計画（第5次）】

基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」という SDGs の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

② 障害者総合支援法※及び児童福祉法※の改正（令和6年4月施行）

障害者総合支援法では、**本人等の希望する生活の実現に向けて、障害のある人の地域生活や就労支援の強化などについて、改正されました。**

児童福祉法においても、児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障害児施設の入所児童への自立支援の強化などについて、**改正されました。**

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正を踏まえて見直しを行いました。

【障害者総合支援法の改正の概要】

- 1 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- 2 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- 3 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 4 難病※患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- 5 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備
- 6 その他（居住地特例制度の整理等）

③ デジタル田園都市国家構想総合戦略

令和5年度を初年度とする5か年の総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和4年12月に閣議決定されました。

障害者施策に関連するものとして、「デジタル共生社会の実現」「大都市圏の医療・介護問題への対応」「障害福祉分野のデジタル化」「地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり」「障害者の特性に応じた就労支援」「障害者のテレワーク雇用の推進」「障害者等による文化芸術活動」などの取組があります。

④ その他

○障害者文化芸術推進法（平成30年6月施行）	障害のある人が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備や支援を促進することを目的とした法律。
○ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月施行）	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした法律。
○障害者雇用促進法（令和4年改正、令和5年4月/令和6年4月施行）	障害のある人の職業の安定を図ること目的とした法律。
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、読書バリアフリー法）（令和元年6月施行）	障害の有無にかかわらず全ての国民が読書することのできる環境を整備していくことを目的とした法律。
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正バリアフリー法）（令和2年6月/令和3年4月施行）	ハード対策に加え、移動等円滑化の観点からの「こころのバリアフリー」に関する施策などソフト対策を強化することを目的とした法律。
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（以下、電話リレーサービス法）（令和2年12月施行）	聴覚障害のある人等による電話の利用の円滑化を図るため、電話リレーサービスに係る基本方針の策定について定めた法律。
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）（令和3年改正、令和6年4月施行）	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）（令和3年9月施行）	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。
○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年5月施行）	障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした法律。
○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月施行）	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を推進することを目的とした法律。

(2) 県の動向

令和4年度から令和7年度までの4か年を計画期間とする「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画」では、基本目標を「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」とし、重点施策を以下のとおり示しています。

【「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画」の重点施策】

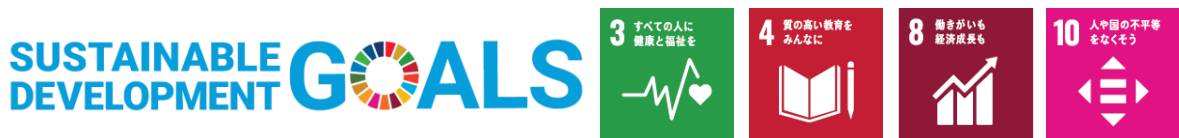
- 1 法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮^{*}の提供促進
- 2 親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり
- 3 新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実
- 4 医療的ケア児等に対する支援の充実

(3) 島田市の取組

① 第2次島田市総合計画 後期基本計画

本市におけるまちづくりの方向性を定めた「第2次島田市総合計画 後期基本計画」が令和4年3月に策定されています。障害福祉分野では、障害の相互理解と障害のある人の社会参加の促進、障害福祉サービスの充実が施策の方向性として示されています。

また、同計画では、“誰一人取り残さない”をスローガンに、2030年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の視点を盛り込み、障害福祉施策では、下記の4つの目標を掲げ、達成を目指しています。



② 島田市デジタル田園都市構想総合戦略

地方創生の実現に向けデジタルを活用した取組を新たに加えた「島田市デジタル田園都市構想総合戦略」が令和6年3月に策定されました。

障害福祉施策に関連するものとして、「障害のある人の就労支援」、「地域共生のまちづくりの推進」などが示されています。

③ 島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画

令和4年3月に策定された「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、多様化・複雑化した福祉課題への対応、デジタル化の推進といった社会動向を背景に、推進すべき取組として、子どもや地域、住民に対する福祉教育の推進、包括的な相談支援体制の構築、緊急時・災害時に備えた体制の構築などが示されています。

6 計画の策定方法

(1) 策定経過・策定体制

本計画は、本市の障害のある人や障害福祉、医療の関係団体の代表者等で組織する「島田市地域自立支援協議会※」の意見などを受けて策定しました。

(2) 意向把握

① 障害福祉推進のための実態調査の実施

障害のある人の現状や意見、要望などを把握し、計画に反映することを目的に、障害者手帳所持者及び市民を対象にアンケート調査を実施しました。

② 事業所アンケート調査の実施

障害者雇用促進法※の改正や行政による指導の強化など、障害者雇用を取り巻く環境は日々変化していることから、障害者雇用に関する現状や意向、要望事項等を把握し、今後の就労支援施策及び企業に対する障害者雇用施策を展開することを目的に、市内事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

③ ヒアリングシートによる調査の実施

今後の障害者施策の方向性を検討するため、当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア※団体を対象にヒアリングシートによる調査を実施しました。

④ 市民ワークショップの実施

障害の有無に関わらず、すべての人がともに支え合いながら暮らすことのできるまちづくりに向けて、当事者団体、ボランティア団体を含めた市民を対象に「島田市の福祉を考えるためのワークショップ」を実施しました。

⑤ パブリック・コメントの実施

市民の声を計画に反映するため、計画の素案を公表し、意見を聴取する「パブリック・コメント」を実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 統計データからみた障害のある人の状況

(1) 人口及び世帯の状況

① 人口及び年齢構成の状況

令和4年度末（令和5年3月31日現在）の島田市の総人口は96,130人となり、平成29年度からは2,779人減少し、減少率は2.8%となっています。

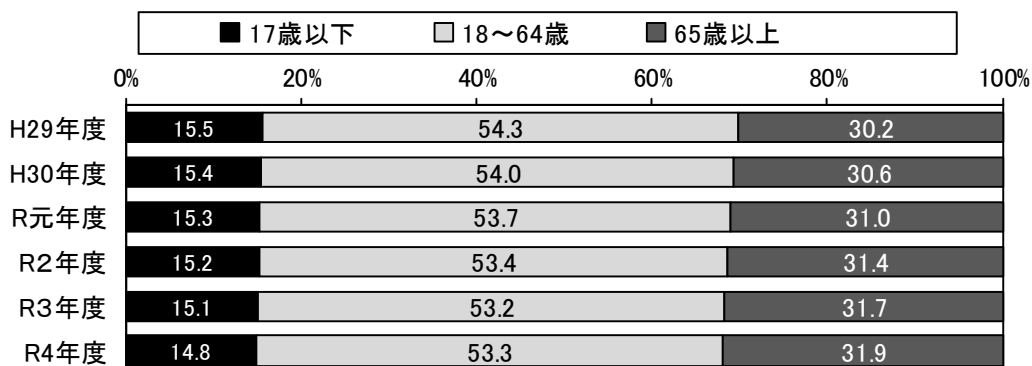
年齢3区分別の構成比は、令和4年度は17歳以下が14.8%、18～64歳は53.3%、65歳以上は31.9%となっています。平成29年度からの推移をみると17歳以下は0.7ポイント低下、18～64歳も1.0ポイント低下しています。一方、65歳以上は1.7ポイント上昇し、少子高齢化が進んでいる現状がうかがえます。

【総人口の推移】

(人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
総人口	98,909	98,546	98,041	97,470	96,769	96,130
17歳以下	15,353	15,218	15,040	14,809	14,601	14,275
18～64歳	53,645	53,159	52,641	52,031	51,486	51,195
65歳以上	29,911	30,169	30,360	30,630	30,682	30,660

【年齢3区分別の構成比の推移】



資料：島田市人口統計（各年度3月31日現在）

② 世帯数及び一世帯当たりの人数の状況

令和4年度末（令和5年3月31日現在）の島田市の世帯数は39,210世帯となり、平成29年度から1,630世帯（4.3%）増加しています。

総人口が減少する中、世帯数は増加しているため1世帯当たりの人数は減少し、令和4年度は2.45人となっています。少子高齢化や核家族化は今後も進んでいくことが推測され、家族による介助の負担が大きくなることが懸念されます。

【世帯数及び1世帯当たりの人数】

(世帯、人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
世帯数	37,580	37,942	38,300	38,618	38,766	39,210
1世帯当たりの人数	2.63	2.60	2.56	2.52	2.50	2.45

資料：島田市人口統計（各年度3月31日現在）

(2) 障害のある人の状況

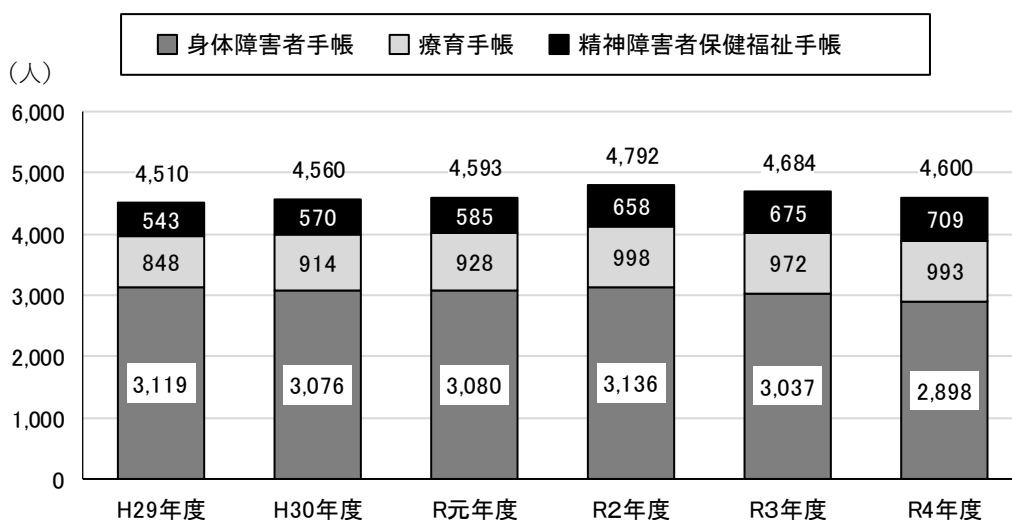
① 障害者手帳所持者数

令和4年度末時点の障害者手帳の所持状況は、身体障害者手帳が2,898人と最も多く、次いで療育手帳所持者は993人、精神障害者保健福祉手帳所持者は709人となり、合計すると4,600人で、総人口(96,130人)に占める割合は4.8%となっています。

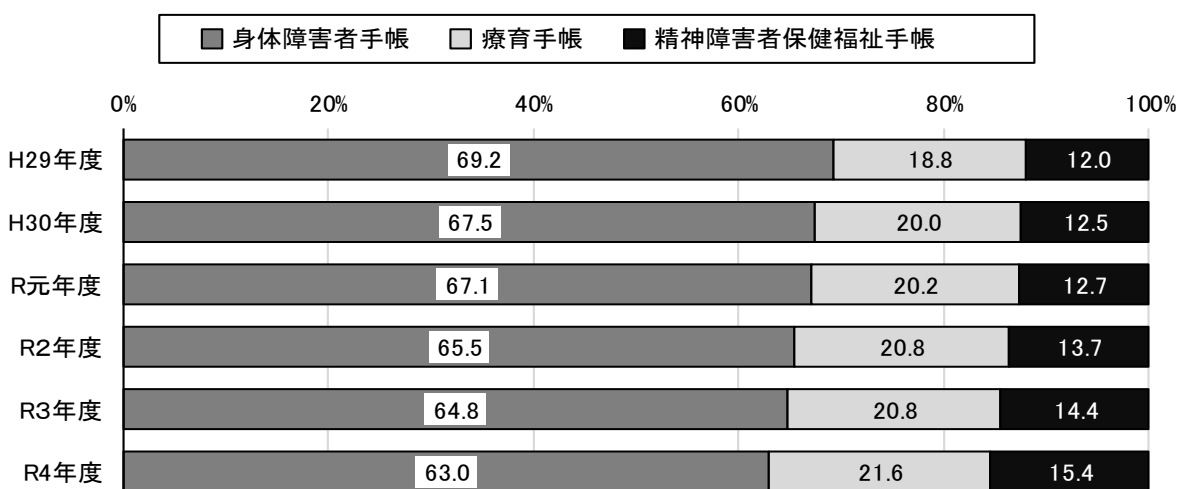
手帳別の構成比は、令和4年度は、身体障害者手帳所持者が63.0%、療育手帳所持者が21.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が15.4%となっています。平成29年度からは、身体障害者手帳所持者数は6.2ポイント低下し、療育手帳所持者数は2.8ポイント、精神障害者保健福祉手帳所持者は3.4ポイント上昇しています。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数が増えており、障害者福祉施策全体における支援体制の充実が求められます。

【手帳所持者数の推移】



【手帳別構成比の推移】



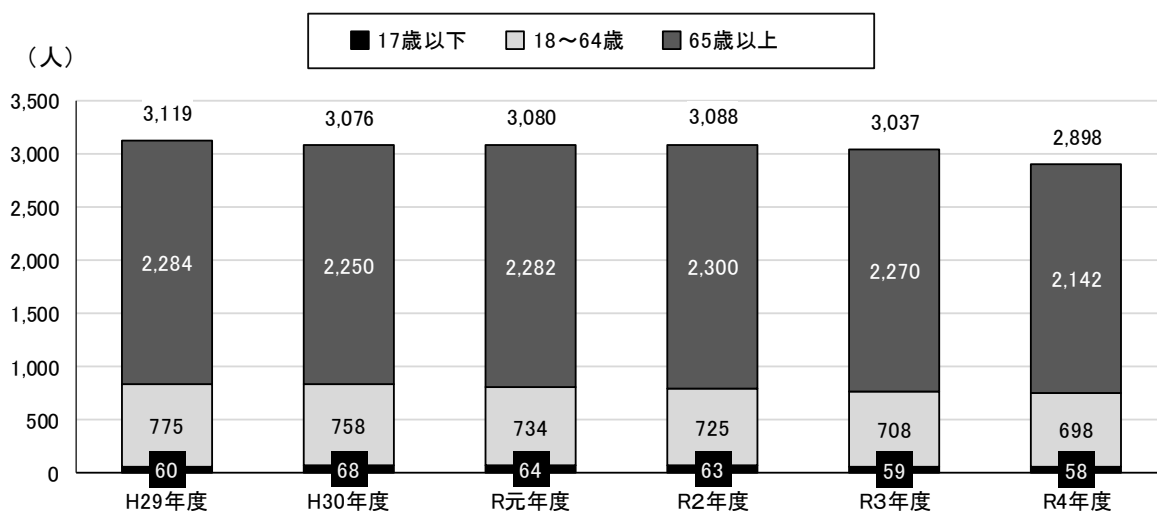
資料：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

② 身体障害者手帳所持者の状況

年齢別の身体障害者手帳所持者の状況は、令和4年度は65歳以上が2,142人と最も多く、次いで18～64歳が698人、17歳以下が58人で合計2,898人となっています。平成29年度からは65歳以上及び18～64歳は減少し、17歳以下は横ばいとなっています。

等級別では、令和4年度は重度（1・2級）が1,441人と最も多く、次いで中度（3・4級）が1,138人、軽度（5・6級）が319人となっています。

【身体障害者手帳所持者：年齢別推移】



【身体障害者手帳所持者：等級別推移】

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全体	重度(1・2級)	1,550	1,537	1,514	1,510	1,518	1,441
	中度(3・4級)	1,224	1,202	1,224	1,232	1,193	1,138
	軽度(5・6級)	345	337	342	346	326	319
	合計	3,119	3,076	3,080	3,088	3,037	2,898
17歳以下	重度(1・2級)	45	49	45	44	39	38
	中度(3・4級)	11	10	10	10	13	14
	軽度(5・6級)	4	9	9	9	7	6
	合計	60	68	64	63	59	58
18～64歳	重度(1・2級)	422	417	400	401	391	382
	中度(3・4級)	270	264	258	248	239	237
	軽度(5・6級)	83	77	76	76	78	79
	合計	775	758	734	725	708	698
65歳以上	重度(1・2級)	1,083	1,071	1,069	1,065	1,088	1,021
	中度(3・4級)	943	928	956	974	941	887
	軽度(5・6級)	258	251	257	261	241	234
	合計	2,284	2,250	2,282	2,300	2,270	2,142

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

障害種別では、令和4年度は肢体不自由が1,321人で最も多く、次いで内部障害が1,150人となっています。平成29年度からは、肢体不自由が減少し、聴覚・平衡機能障害も緩やかな減少傾向がみられます。年齢別では、65歳以上は肢体不自由が減少傾向にありますが、内部障害は増加傾向にあります。

中高齢期に生じた心臓や腎臓等の臓器の疾病に起因する内部障害が増加している様子がかがえるため、疾病の予防及び早期発見の取組の強化が求められます。

【障害種別の推移】

(人)

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全体	視覚障害	192	187	186	190	204	202
	聴覚・平衡機能障害	211	207	207	211	197	186
	音声・言語・そしゃく機能障害	37	41	44	43	41	38
	肢体不自由	1,558	1,508	1,476	1,468	1,397	1,321
	内部障害	1,121	1,133	1,167	1,176	1,198	1,150
	合計	3,119	3,076	3,080	3,088	3,037	2,897
17歳以下	視覚障害	5	5	3	2	3	3
	聴覚・平衡機能障害	5	10	10	10	9	7
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	30	33	33	35	31	33
	内部障害	20	20	18	16	16	15
	合計	60	68	64	63	59	58
18歳～64歳	視覚障害	44	46	42	44	48	47
	聴覚・平衡機能障害	43	38	35	37	38	41
	音声・言語・そしゃく機能障害	11	11	11	11	11	0
	肢体不自由	461	442	422	419	399	393
	内部障害	216	221	224	214	212	208
	合計	775	758	734	725	708	689
65歳以上	視覚障害	143	136	141	144	153	152
	聴覚・平衡機能障害	163	159	162	164	150	138
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	30	33	32	30	38
	肢体不自由	1,067	1,033	1,021	1,014	967	895
	内部障害	885	892	925	946	970	927
	合計	2,284	2,250	2,282	2,300	2,270	2,150

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

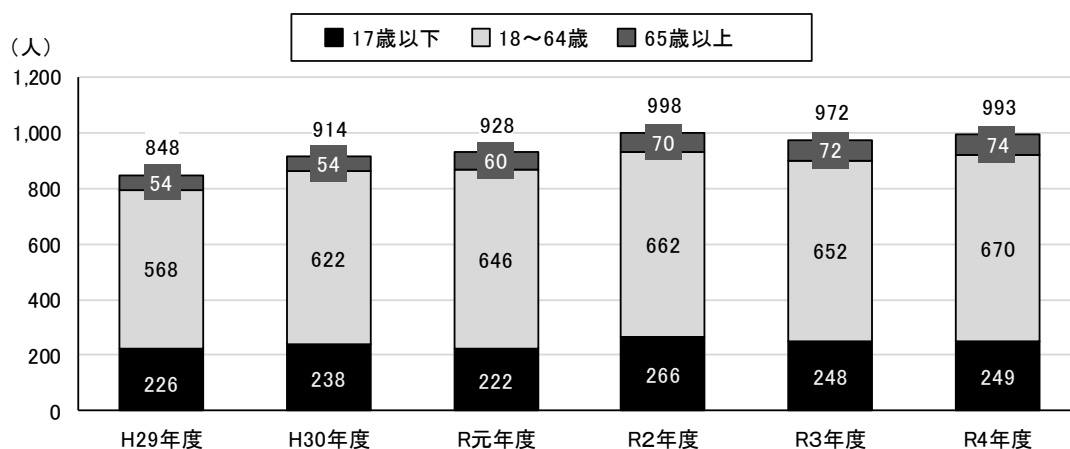
③ 療育手帳所持者の状況

年齢別の療育手帳所持者の状況は、令和4年度は18～64歳が670人と最も多く、次いで17歳以下が249人、65歳以上が74人で合計すると993人となっています。平成29年度からは、18～64歳及び65歳以上で増加傾向がみられますが、17歳以下は令和2年度までは増加し、以降は横ばいで推移しています。

等級別では、令和4年度はAが298人、Bが695人となり、平成29年度からはBが増加傾向にあります。

療育手帳所持者は18歳以上が増加傾向にあるため、成人期や高齢期の支援体制の充実が求められています。

【療育手帳所持者：年齢別推移】



【療育手帳所持者：等級別推移】

		(人)					
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全体	A	290	300	300	301	300	298
	B	558	614	628	697	672	695
	合計	848	914	928	998	972	993
17歳以下	A	62	59	50	58	55	56
	B	164	179	172	208	193	193
	合計	226	238	222	266	248	249
18～64歳	A	205	219	225	213	215	212
	B	363	403	421	449	437	458
	合計	568	622	646	662	652	670
65歳以上	A	23	22	25	30	30	30
	B	31	32	35	40	42	44
	合計	54	54	60	70	72	74

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

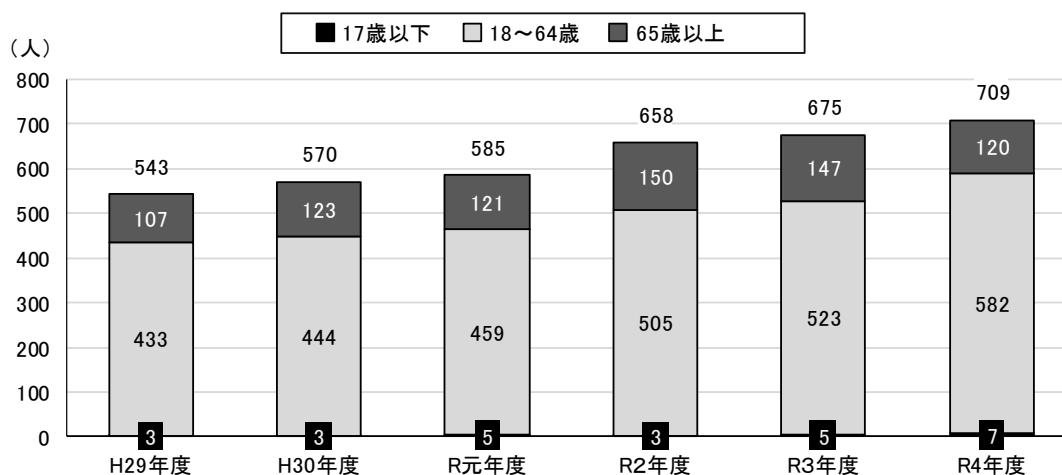
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は、令和4年度は18～64歳が582人と最も多く、次いで65歳以上が120人、17歳以下が7人で合計すると709人となっています。平成29年度からは、18～64歳は増加し、17歳以下は横ばいで推移しています。65歳以上は、令和2年度以降は減少に転じています。

等級別では、令和4年度は1級が55人、2級が428人、3級が226人となっています。平成29年度からは2級が増加し、1級は横ばい、3級も令和2年度以降横ばいで推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は他の手帳所持者数よりも増加しており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※構築をはじめとする支援体制の強化が急務となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数：年齢別推移】



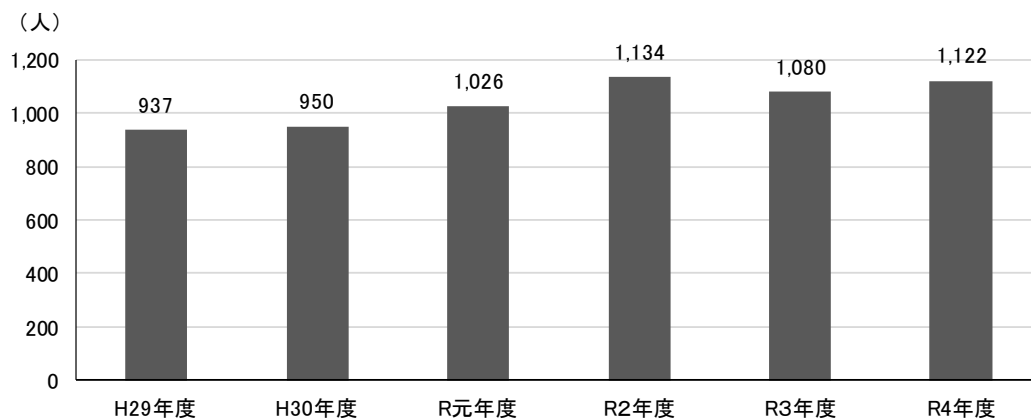
【精神障害者保健福祉手帳所持者数：等級別推移】

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全体	1級	53	50	53	52	52	55
	2級	308	327	329	380	401	428
	3級	182	193	203	226	222	226
	合計	543	570	585	658	675	709
17歳以下	1級	0	1	1	1	1	0
	2級	2	2	2	0	1	4
	3級	1	0	2	2	3	3
	合計	3	3	5	3	5	7
18～64歳	1級	32	25	24	22	27	31
	2級	241	248	256	287	306	351
	3級	160	171	179	196	190	200
	合計	433	444	459	505	523	582
65歳以上	1級	21	24	28	29	24	24
	2級	65	77	71	93	94	73
	3級	21	22	22	28	29	23
	合計	107	123	121	150	147	120

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）制度の利用者は、令和4年度は1,122人となっています。平成29年度から令和2年度までは増加していましたが、以降は横ばいとなっています。

【自立支援医療(精神通院)制度利用者数の推移】



資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

2 アンケート調査結果からみた障害のある人の状況

(1) 調査概要

① 調査設計

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 島田市在住の障害者手帳所持者 2,000 人 (身体障害者手帳 1,000 人、療育手帳 500 人、精神障害者保健福祉手帳 500 人) ● 島田市在住の 18 歳以上の市民 (以下、その他市民) 1,000 人 ● 市内民間事業者 (以下、事業者) 500 事業者
調査期間	令和 4 年 12 月 10 日～令和 5 年 1 月 4 日
調査方法	障害者手帳所持者及び事業者は郵送配布・郵送回収 その他市民の一部は Web 回答

② 回収状況

対象者	配布件数 (件)	回収件数 (件)	回収率 (%)
障害者手帳所持者	2,000	833	41.7%
その他市民	1,000	373 (郵送 314、Web59)	37.3%
事業者	500	221	44.2%

(注) 手帳所持者別の回収数は、調査設問項目における所持手帳種類の各回答者数であるため、手帳種別回収数の合計と、手帳所持者調査全体の回収数は一致しない。また、複数の手帳所持者もいることから、各種別において重複者の可能性もある。

(2) 調査結果の概要 (抜粋)

【留意点】

注 1 グラフ及び表中の「n」という表記は、「number of case」の略であり、集計対象者総数または回答者限定設問の限定条件に該当する人数を表しています。

注 2 全体の数値には年齢や無回答の不明分が含まれているため、全体の件数と属性別の合計件数が合わない場合があります。

注 3 手帳別の集計では、身体障害者手帳は「身体障害」、療育手帳は「知的障害」、精神障害者保健福祉手帳は「精神障害」としています。

① 回答者の属性

【障害者手帳所持者】

複数回答		合計	身体障害者手帳	療育手帳	福祉手帳 精神障害者保健	発達障害の診断を受けている	難病（特定疾患）の認定を受けている	高次脳機能障害の診断を受けている	不明・無回答
全体	件数	833	452	175	182	43	23	12	39
	%	100.0	54.3	21.0	21.8	5.2	2.8	1.4	4.7
18歳未満	件数	60	6	42	1	17	-	1	9
	%	100.0	10.0	70.0	1.7	28.3	-	1.7	15.0
18～64歳	件数	356	61	82	94	26	14	8	113
	%	100.0	17.1	23.0	26.4	7.3	3.9	2.2	31.7
65歳以上	件数	379	217	1	17	-	9	3	142
	%	100.0	57.3	0.3	4.5	-	2.4	0.8	37.5
不明・無回答	件数	38	3	3	-	-	-	-	32
	%	100.0	7.9	7.9	-	-	-	-	84.2

		合計	男性	女性	その他	無不明回答・
全体	件数	833	456	343	3	31
	%	100.0	54.7	41.2	0.4	3.7

		合計	未18歳	19～54歳	55歳以上	無不明回答・
全体	件数	833	60	356	379	38
	%	100.0	7.2	42.7	45.5	4.6

【その他市民】

		合計	男性	女性	その他	無不明回答・
全体	件数	373	158	211	-	4
	%	100.0	42.4	56.6	-	1.1

		合計	未30歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無不明回答・
全体	件数	373	25	39	53	52	77	121	6
	%	100.0	6.7	10.5	14.2	13.9	20.6	32.4	1.6

【事業者】

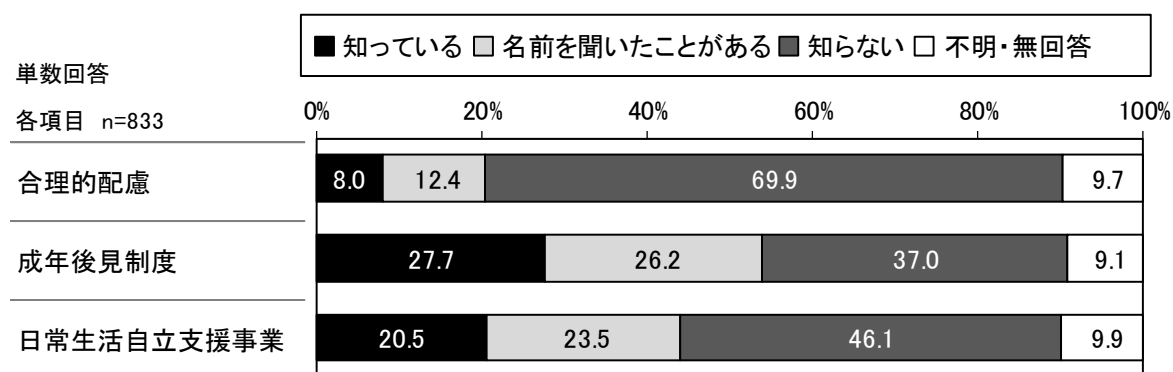
複数回答		合計	農業・林業	漁業	取業・砂利採石	建設業	製造業	給水道業	電気・ガス・熱供給業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産・賃貸業・物
全体	件数	221	3	-	-	47	60	5	2	7	41	6	1	
	%	100.0	1.4	-	-	21.3	27.1	2.3	0.9	3.2	18.6	2.7	0.5	
			技術サービス	宿泊・飲食	娯楽・サービス	支援教育・学習	医療・福祉	複合サービス	その他	公務	その他	不明・無回答		
全体	件数		2	4	3	4	10	-	27	-	11	6		
	%		0.9	1.8	1.4	1.8	4.5	-	12.2	-	5.0	2.7		

② 障害に関する理解

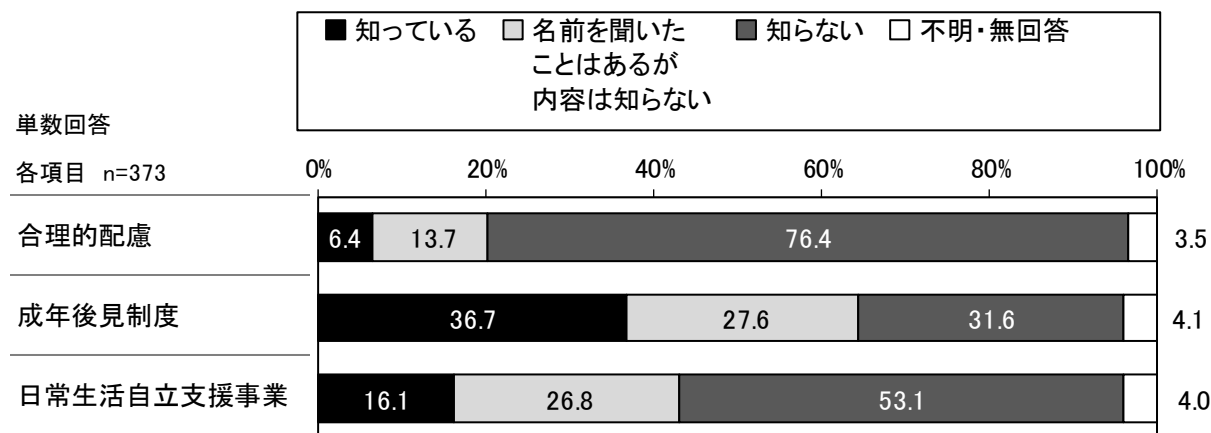
障害者手帳所持者への調査では、権利擁護に関連する法律や取組についての認知度は低く、中でも「合理的配慮」の認知度が低くなっています。

その他市民への調査では、「成年後見制度^{*}」の認知度は高いものの、「合理的配慮^{*}」「日常生活自立支援事業」は低くなっています。障害のある人の権利擁護、差別解消に向けて、広く市民の周知・啓発を図っていく必要があります。

【権利擁護に関連する用語の認知(障害者手帳所持者)】



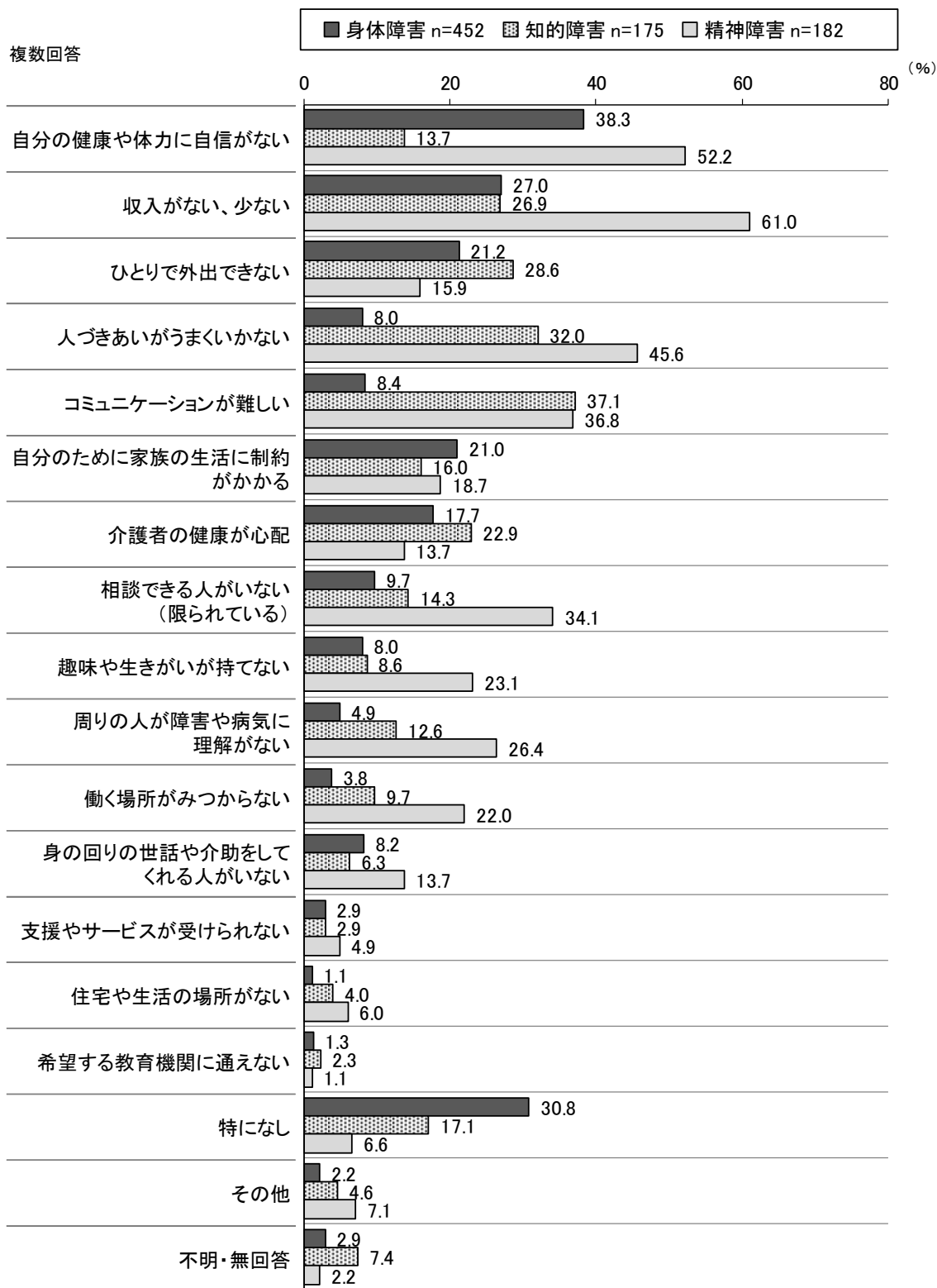
【権利擁護に関連する用語の認知(その他市民)】



③ 現在不安に感じること

現在不安に感じることには、身体障害のある人は「自分の健康や体力に自信がない」が、知的障害のある人は「コミュニケーションが難しい」が、精神障害のある人は「収入がない、少ない」が最も高く、障害種別により不安に感じるものの違いがみられるため、障害特性を踏まえた支援の充実が求められています。

【現在不安に感じること(障害者手帳所持者)】

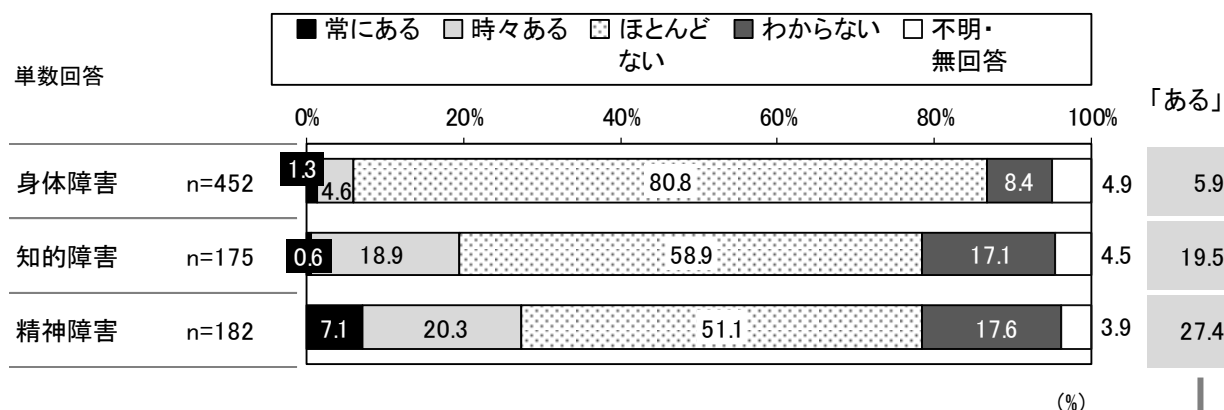


④ 差別や虐待を受けた経験

差別や虐待を受けた経験が『ある』（「常にある」「時々ある」の合計）と感じた割合は、精神障害のある人が最も高く、次いで知的障害のある人となっています。差別や虐待を受けた場面は、精神障害のある人は「仕事や収入面」「近所づきあい」が、知的障害のある人は「まちなかでの人の視線」の割合が高くなっています。

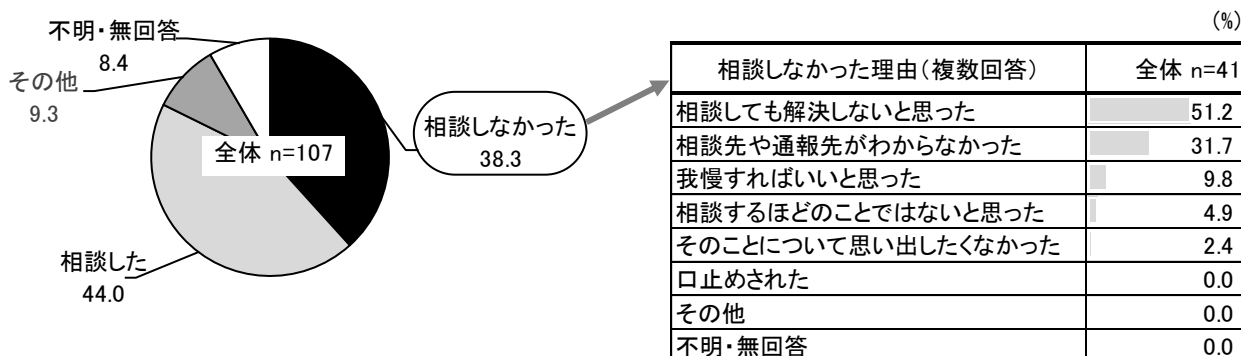
差別や虐待を受けても4割弱が相談せず、その理由は、「相談しても解決しないと思った」が最も多く、相談につなげやすくなるように、相談機関・窓口の周知や、相談することが解決の第一歩であるという、早期相談の重要性に関する啓発が必要です。

【差別や虐待を受けた経験(障害者手帳所持者)】



差別や虐待を受けた場面 (複数回答)	身体障害 n=27	知的障害 n=34	精神障害 n=50
仕事や収入面	22.2	35.3	62.0
近所づきあい	29.6	8.8	44.0
まちなかでの人の視線	29.6	41.2	28.0
地域の行事や集まり	14.8	20.6	18.0
コミュニケーションや情報の収集	7.4	5.9	24.0
店などでの対応	7.4	5.9	22.0
行政職員の対応・態度	3.7	8.8	24.0
教育の場	7.4	26.5	10.0
公共交通機関や建物の利用	7.4	5.9	14.0
特になし	3.7	2.9	0.0
その他	18.5	5.9	16.0
不明・無回答	11.1	11.8	2.0

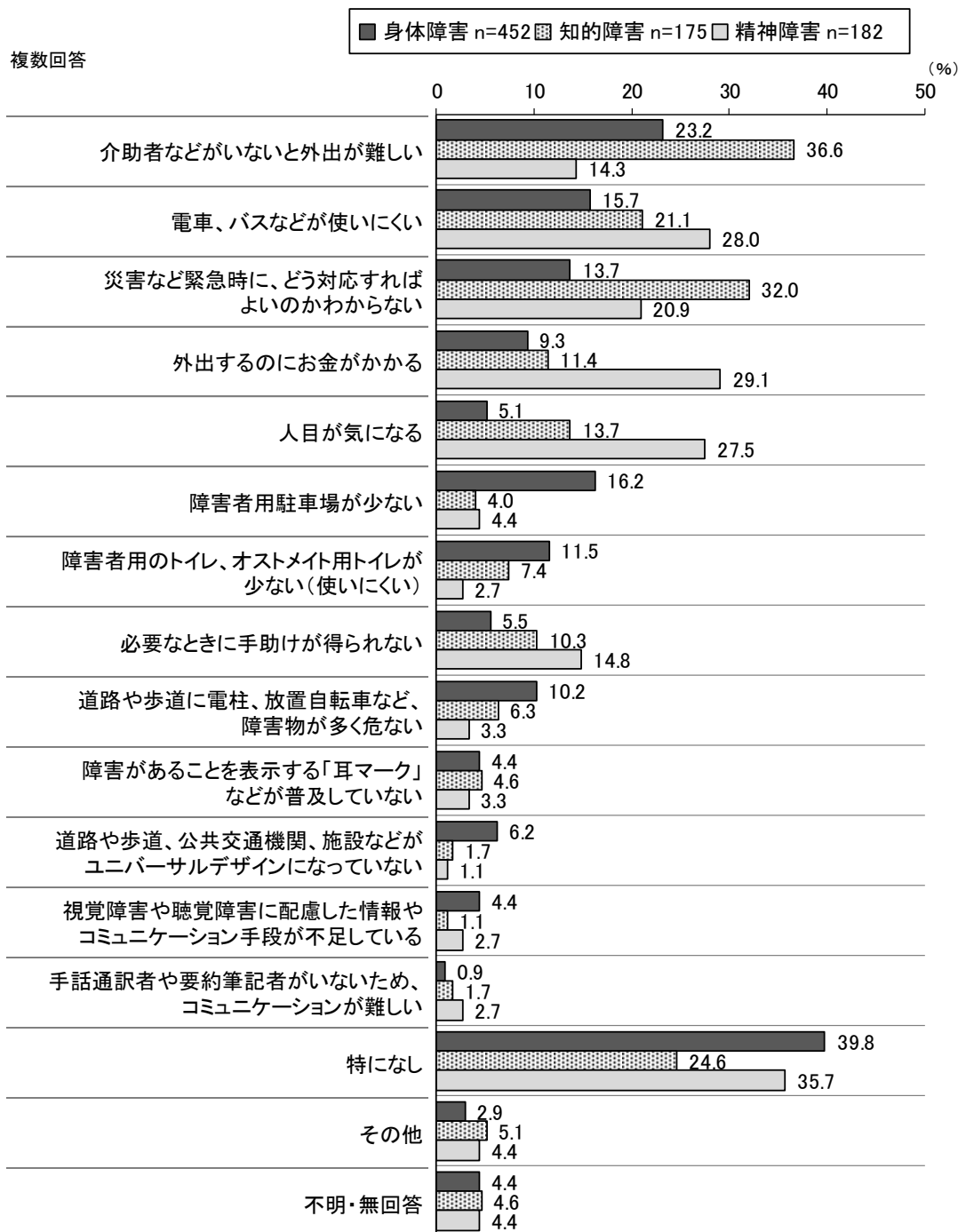
【差別や虐待についての相談状況(障害者手帳所持者)】



⑤ 外出時に不便を感じること

外出時に不便を感じることは、身体障害及び知的障害のある人は「介助者などがいないと外出が難しい」の割合が最も高く、特に知的障害のある人の割合が高くなっています。精神障害のある人は「外出するのにお金がかかる」「人目が気になる」が他の障害種別よりも高い割合となっています。コロナ禍から通常の生活に戻りつつある中で、誰もが安心して外出できるように障害特性を配慮した環境づくりに取り組んでいく必要があります。

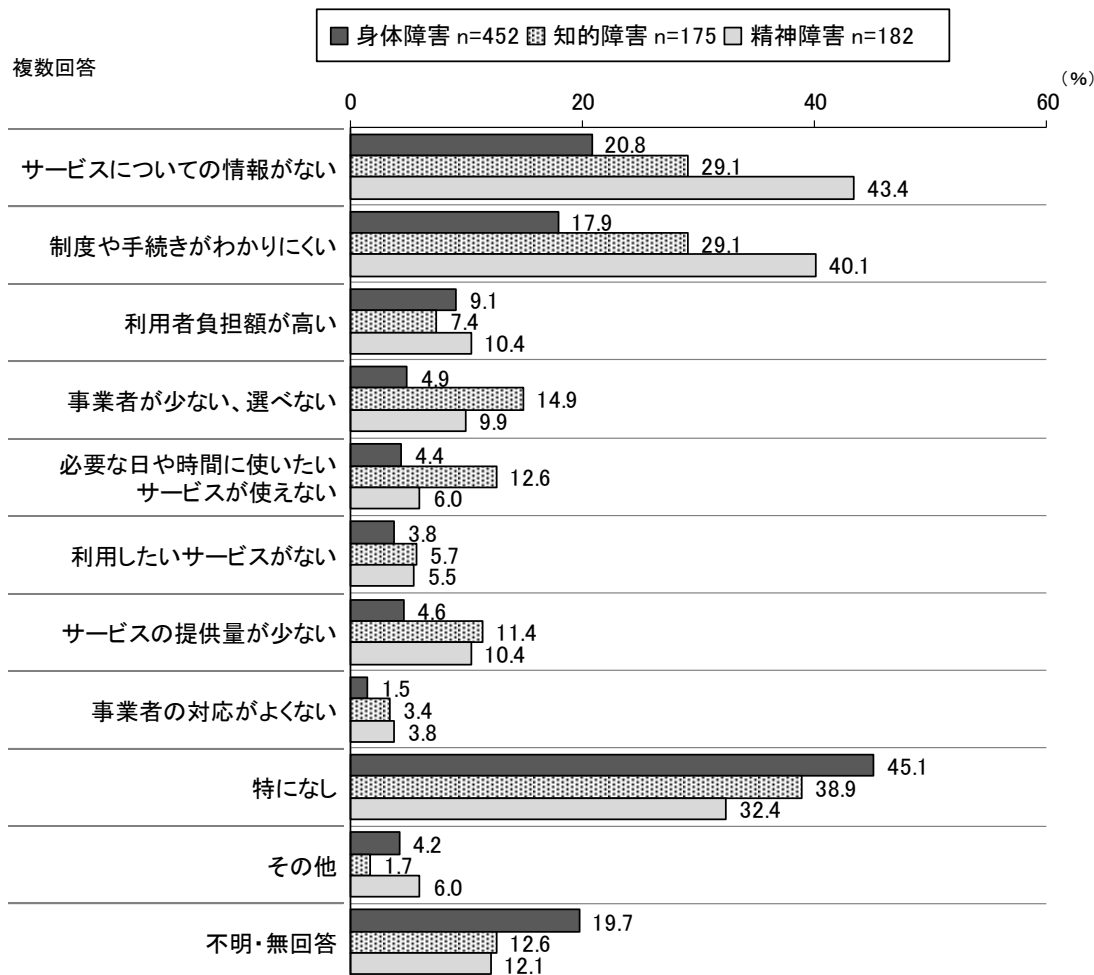
【外出時に不便を感じること(障害者手帳所持者)】



⑥ 障害福祉サービスの改善すべき点

障害福祉サービスの改善すべき点は、「サービスについての情報が無い」「制度や手続きがわかりにくい」の割合が高く、特に精神障害のある人の割合が高くなっています。サービスや制度が複雑化しているため、さまざまな機会や手段を活用して、誰もがわかりやすい情報を提供していく必要があります。

【障害福祉サービスの改善すべき点(障害者手帳所持者)】

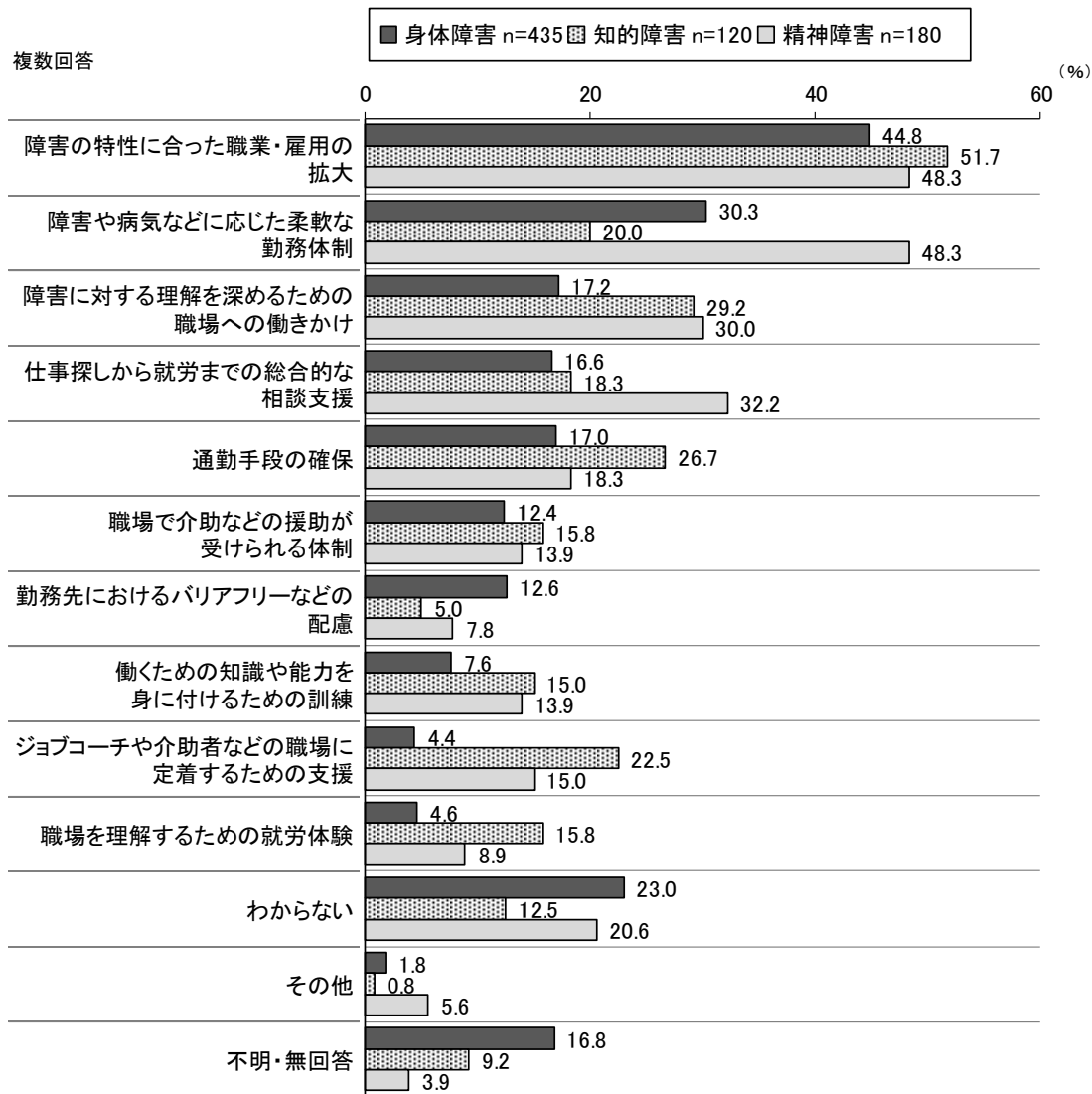


⑦-1 働くために特に必要な支援

働くために特に必要な支援については、「障害の特性に合った職業・雇用の拡大」の割合が最も高くなっていますが、精神障害のある人は「障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制」も高くなっています。

就労希望がある方は、上位3位のいずれも割合が高く、就労に対する関心の高さがうかがえます。障害のある人が希望する仕事につき、働き続けられるように、障害者雇用への理解や合理的配慮*の提供など、就労環境の充実を図っていく必要があります。

【働くために特に必要な支援(障害者手帳所持者)】



上位3位の就労希望別集計

(%)

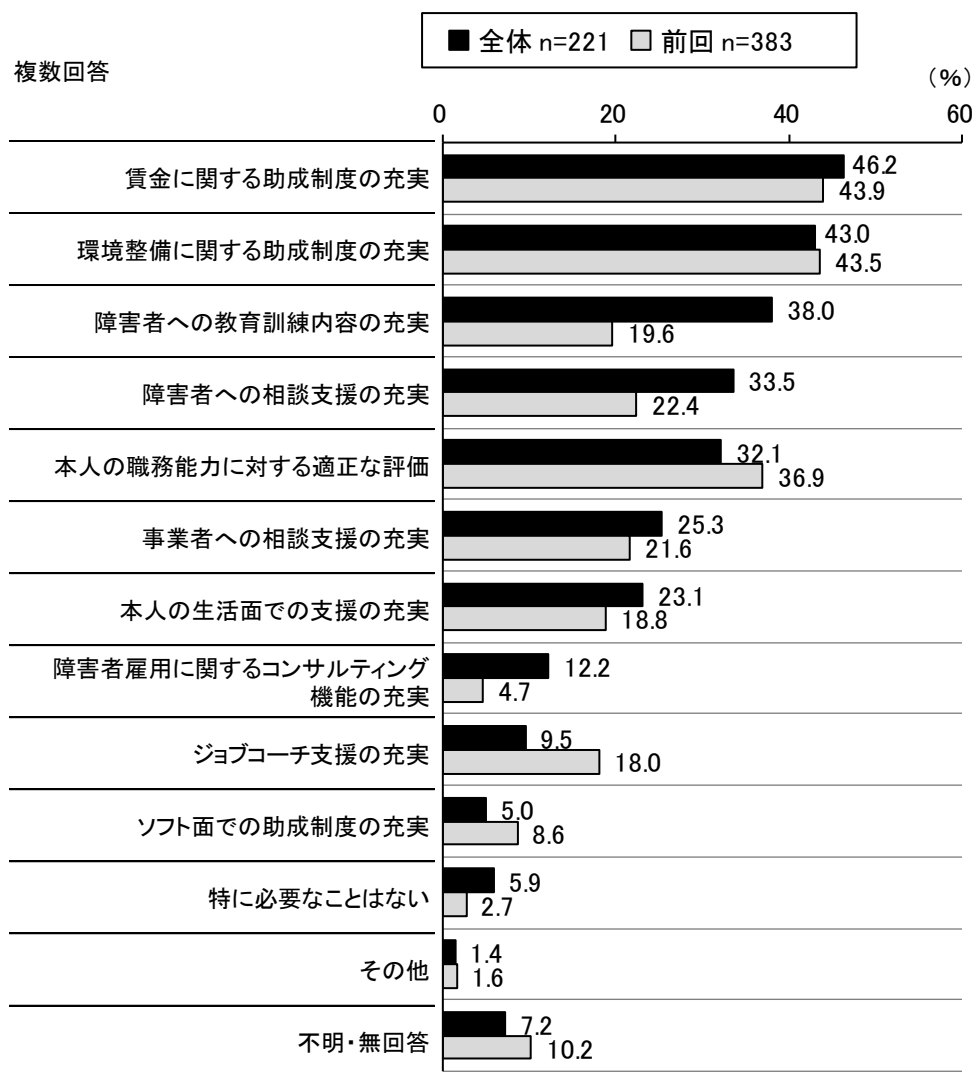
		1位	2位	3位	
		障害の特性に合った職業・雇用の拡大	障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制	障害に対する理解を深めるための職場への働きかけ	
全体	n=735	46.4	32.7	22.3	
就労希望別	就労希望がある	n=282	58.5	36.9	33.0
	就労希望がない	n=453	38.9	30.0	15.7

⑦-2 障害のある人の雇用拡大のために行政や関係機関に期待する取組や支援

事業者への調査において、行政や関係機関に期待する取組や支援は、「賃金に関する助成制度の充実」の割合が最も高く、現在雇用している事業者で特に高い割合となっています。

前回調査との比較では、「障害者への教育訓練内容の充実」が特に上昇し、「障害者への相談支援の充実」、「障害者雇用に関するコンサルティング機能の充実」も上昇しており、就職前の訓練から就職後のアフターフォローまで、連続性のある支援が必要とされています。

【障害のある人の雇用拡大のために行政や関係機関に期待する取組や支援(事業者)】



上位5位の雇用状況別集計

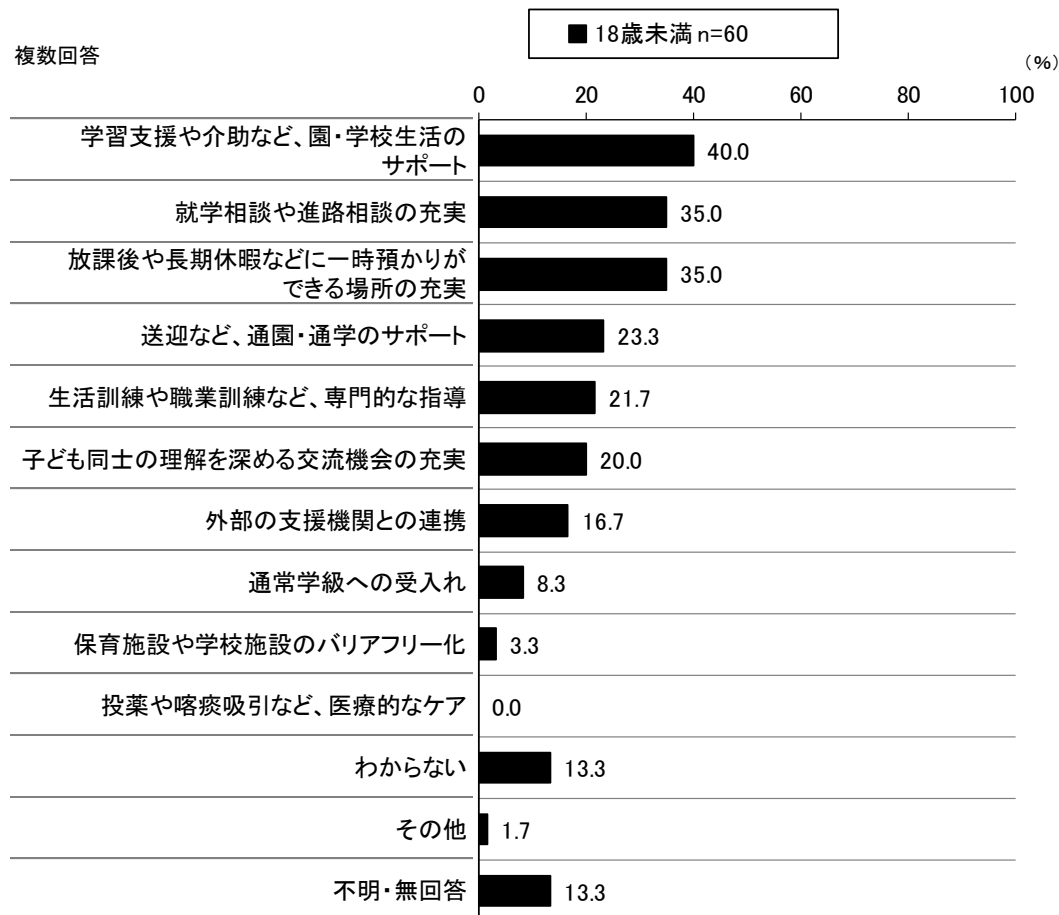
(%)

		1位	2位	3位	4位	5位	
		賃金に関する助成制度の充実	環境整備に関する助成制度の充実	障害者への教育訓練内容の充実	障害者への相談支援の充実	本人の職務能力に対する適正な評価	
全体	n=221	46.2	43.0	38.0	33.5	32.1	
雇用状況別	現在雇用している	n=42	59.5	45.2	31.0	47.6	33.3
	過去に雇用していたが、現在は雇用していない	n=26	53.8	34.6	46.2	30.8	30.8
	過去にも現在にも雇用していない	n=139	42.4	45.3	41.0	30.2	34.5

⑧ 通園、通学する上で重要なこと

通園、通学する上で重要なことは、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」の割合が最も高く、次いで「就学相談や進路相談の充実」「放課後や長期休暇などに一時預かりができる場所の充実」となっています。児童生徒の希望にそった学びが実現するように、教育環境の一層の充実が求められます。

【通園、通学する上で重要なこと(障害者手帳所持者)】

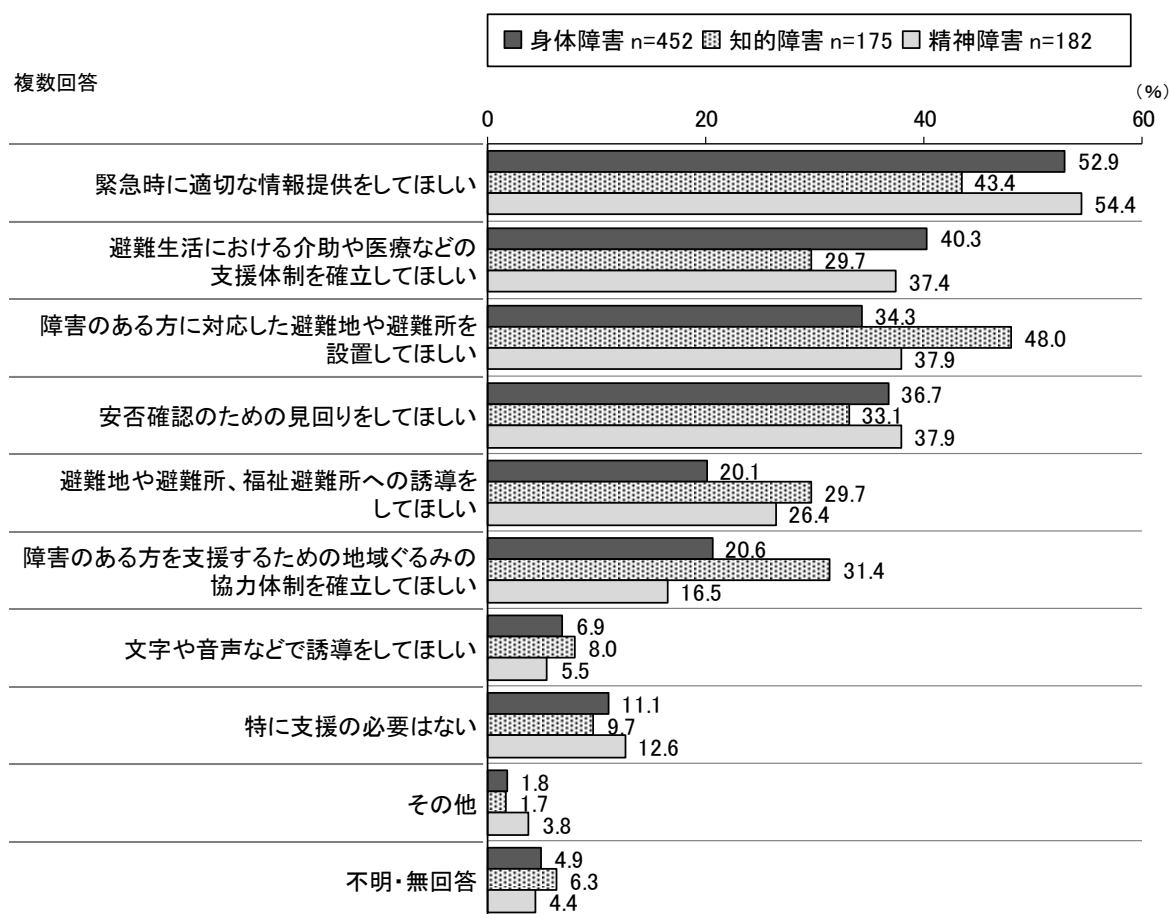


⑨ 緊急事態に行政や地域に特に希望すること

緊急事態に行政や地域に特に希望することは、身体障害及び精神障害のある人は「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が、知的障害のある人は「障害のある人に対応した避難地や避難所を設置してほしい」の割合が最も高くなっています。

前回調査とは選択肢が異なりますが、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」は大きく上昇しています。大規模災害が相次いで発生しているため、安全確保のためにも、災害に関する情報が迅速かつ適切に届くように、さまざまな障害の種別や程度に応じた情報伝達体制を整備する必要があります。

【緊急事態に行政や地域に特に希望すること(障害者手帳所持者)】



前回の集計結果

(%)

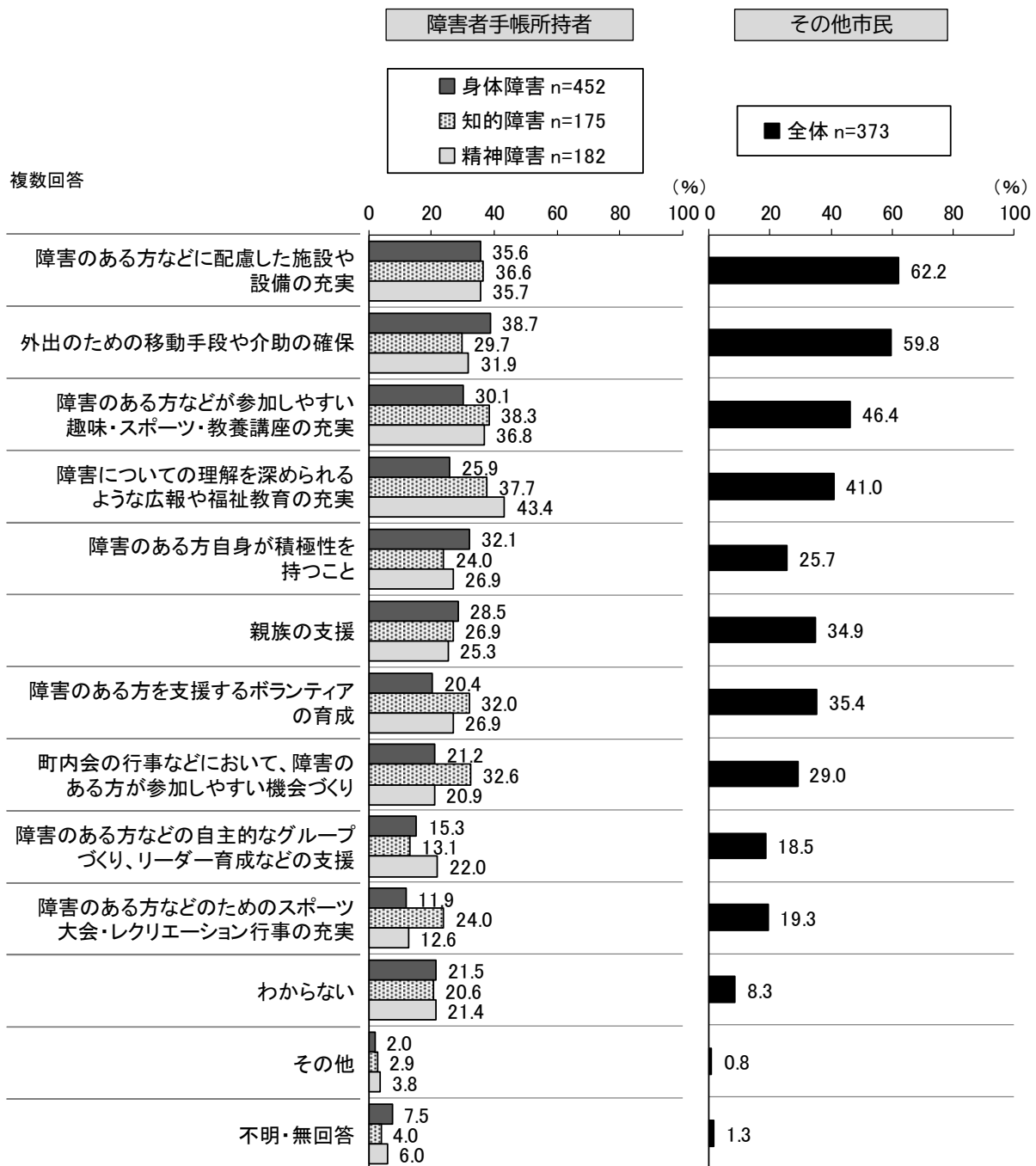
		安否確認のための見回りをしてほしい	緊急時に適切な情報提供をしてほしい	障害のある方に対応した避難地や避難所を設置してほしい	避難地や避難所への誘導をしてほしい	
全体	n=1,110	36.4	41.3	45.3	30.3	
障害種別	身体障害者手帳	n=502	36.9	45.8	43.0	24.5
	療育手帳	n=260	35.8	34.6	56.5	38.8
	精神障害者保健福祉手帳	n=213	41.3	45.5	45.1	35.2

⑩ 地域や社会に積極的に参加できるようにするために特に大切なこと

障害者手帳所持者調査及びその他市民調査では、「障害のある方などに配慮した施設や設備の充実」「外出のための移動手段や介助の確保」の割合が高くなっています。

障害種別では、身体障害のある人は「外出のための移動手段や介助の確保」が、知的障害のある人は「障害のある方などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」が、精神障害のある人は「障害についての理解を深められるような広報や福祉教育の充実」が最も高くなっています。障害のある人がさまざまな活動を通じて地域や社会に参加できるように、施設や設備などのハード面とあわせて、地域の理解と協力が必要となっています。

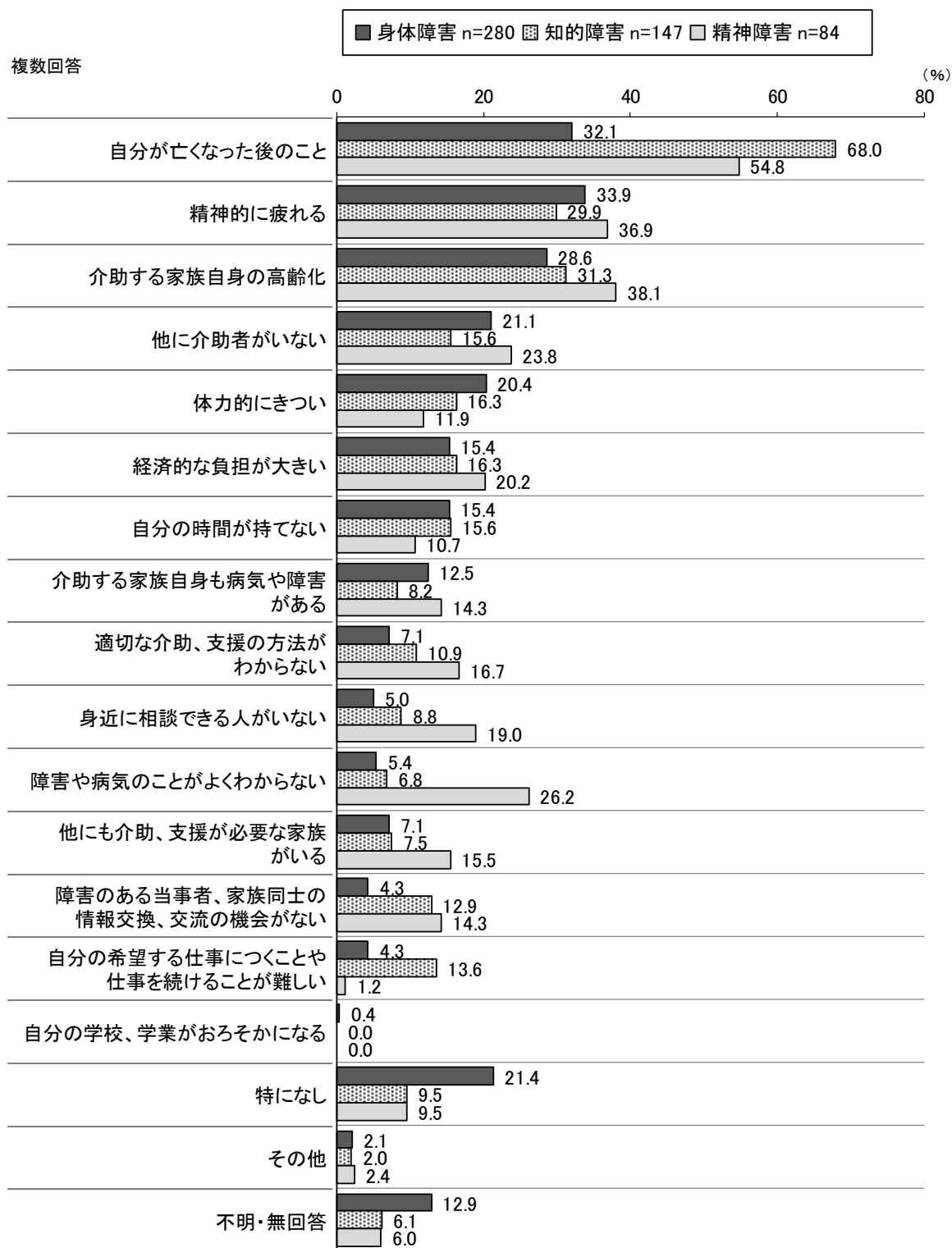
【地域や社会に積極的に参加できるようにするために特に大切なこと(障害者手帳所持者、その他市民)】



⑪ 介助する上での悩みや問題

介助する上での悩みや問題は、「自分が亡くなった後のこと」の割合が最も高く、知的障害や精神障害のある人が特に高い割合となっています。介助者の高齢化により、介護の負担や親なき後の生活への不安などが深刻化している様子が見えます。

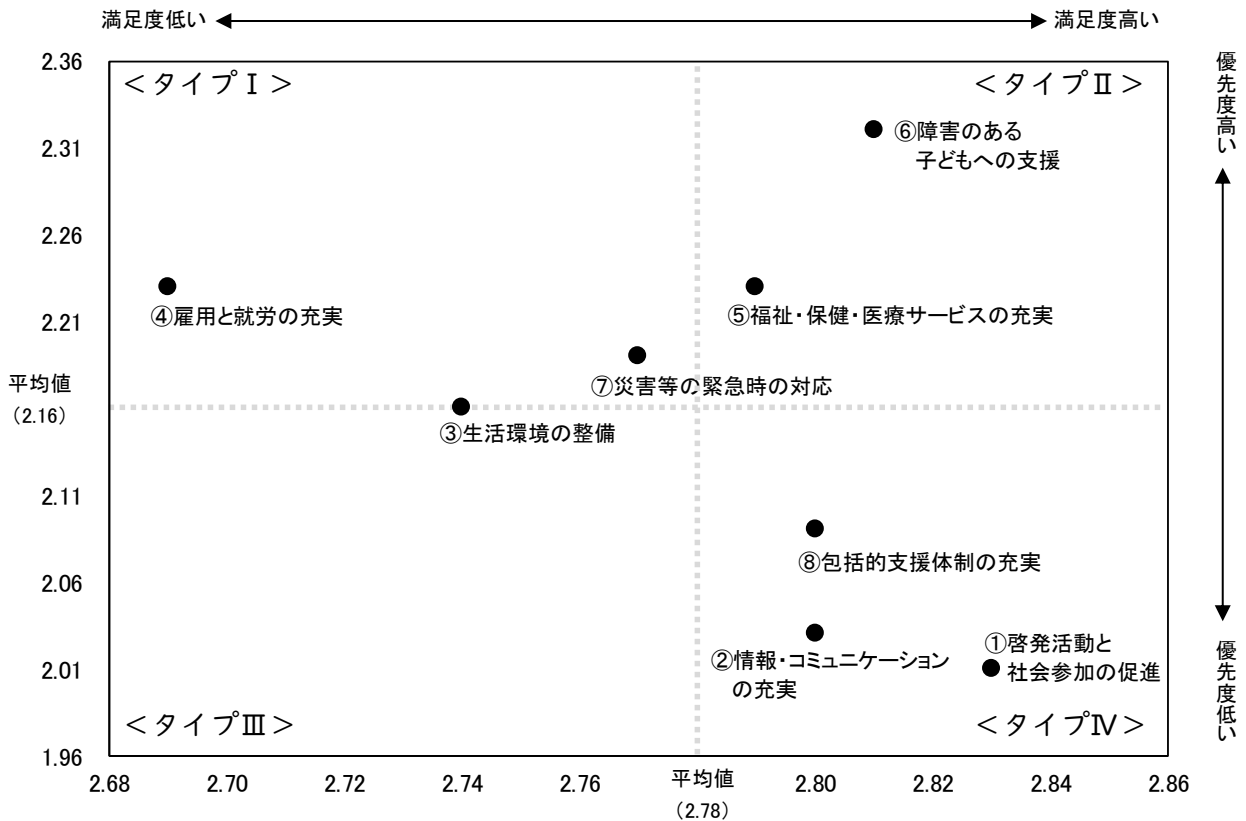
【介助する上での悩みや問題(障害者手帳所持者)】



⑫ 島田市の障害福祉施策に関する現在の満足度と将来の優先度

満足度が低く取り組むべき優先度の高い<タイプⅠ>の施策は、「④雇用と就労の充実」「⑦災害等の緊急時の対応」となっています。優先度及び満足度の高い<タイプⅡ>の施策は、「⑥障害のある子どもへの支援」「⑤福祉・保健・医療サービスの充実」となっています。また、満足度が高く取り組むべき優先度が低い<タイプⅣ>についても、重要性は高いため、施策の充実及び周知を図る必要があります。

【島田市の障害福祉施策に関する現在の満足度と将来の優先度(障害者手帳所持者)】



【優先度と満足度の関係】

<タイプⅠ>優先度は高いが、満足度は低い ⇒特に取り組むべき施策の分野	<タイプⅡ>優先度が高く、満足度も高い ⇒継続して取り組むべき施策の分野
<タイプⅢ>優先度が低く 満足度も低い ⇒現状どおりで進め、施策の重要度を高めるための取組を進める施策の分野	<タイプⅣ>優先度は低く、満足度が高い ⇒状況によっては見直しを行う必要のある施策の分野

3 市民ワークショップからみた障害のある人の状況

(1) 開催概要

目的	島田市障害者計画では、市民との協働の観点から、障害のある人の現状と課題を踏まえ、市民や地域でできる、具体的な取組アイデアを話し合うためにワークショップを開催しました。
調査期間	令和5年8月5日
参加者	障害福祉に関係するボランティア [*] 団体、関係団体、福祉分野に興味のある学生など
内容	島田市の福祉に関するよい点や課題、市民や地域でできる具体的な取組アイデアなどについて

(2) 結果概要

よい点	「バリアフリーてけてけ隊」の活動が定着して参加者も増えていることや学生ボランティアの参加など、こころのバリアフリー [*] に関するものが良い点として多くみられました。
課題	日中一時支援やショートステイをはじめとする障害福祉サービスや医療的ケア対応施設の不足、看護師をはじめとする人材不足など、地域生活支援に関する指摘が多くみられました。また、障害のある人に対する理解不足や市民との交流状況に関する課題なども比較的多くみられました。
目指す姿	障害の有無に関わらず交流でき、共に学べる環境など障害のある子どもに関することや、障害福祉への理解を深め、交流を持とうとする市民が増えることなどが目指す姿として挙げられました。その他にも、市民や民間企業の意見の聴取や官民協働など、共に取り組む体制が目指す姿として挙げられました。
実現のためのアイデア	こころのバリアフリーに関するアイデアとして、幼い頃からの障害のある人とのふれあいや日頃からの交流づくり、福祉教育を学ぶ機会づくりなどが挙げられました。 地域で生活するための支援については、さまざまな障害福祉サービスや相談体制の充実などが挙げられました。 障害のある子どもへの支援については、教員や専門職の配置、研修体制の充実、地域のサポートなどが挙げられました。

総括

こころのバリアフリーについては、「バリアフリーてけてけ隊」の活動などで成果がみられるものの、さらなる市民の理解、交流を図っていく必要があります。

就労や社会参加、地域生活の支援については、障害特性や一人ひとりの個性、ニーズを踏まえた取組が求められており、関係機関や団体、地域住民、企業、県等と連携して、障害のある人の活躍の場や地域生活の支援体制の充実を図る必要があります。

障害のある子どもについては、障害の有無に関わらず共に学べる場を求める意見が多く、教員や専門職などの増員や知識の向上など、教育環境の充実を図る必要があります。

4 障害福祉サービス事業所及び障害者団体等の調査状況

(1) 調査概要

目的	障害のある人を取り巻く課題や障害福祉施策に関するニーズを把握し、障害者計画の策定に活用することを目的として、市内の障害のある人との関わりがある団体や障害福祉サービス事業所等を対象にヒアリングシートによる調査を実施しました。
調査期間	令和5年7～8月
調査対象	障害福祉サービス事業所：28件 島田市内で活動する障害者団体、ボランティア団体：14件

※以下、障害福祉サービス事業所は、「事業所」と表記

障害者団体及びボランティア団体は、「団体」と表記

(2) 調査結果の概要

① 事業運営における課題（事業所調査）

事業運営における課題は、「従事者の確保が難しい」が最も多くみられます。

福祉人材の確保や育成のために必要な取組としては、賃金や雇用条件に関する意見が多く、その他に、福祉職の魅力を伝えることや、幼少期からの交流や福祉教育、専門職の再雇用などが比較的多くみられ、中長期的な視点で検討していく必要があります。

② 団体活動における課題（団体調査）

団体活動における課題は「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、次いで「メンバーに世代などの偏りがある」となっています。

③ 関係機関、事業所及び団体と連携を深めるために必要なこと（事業所調査、団体調査）

事業所調査では、現在の連携先は「専門機関や事業者など」が最も多くなっています。連携を深めていくために必要なことは、情報共有や意見交換ができる場が必要であるという意見が多くみられます。また、市から市民への情報発信を求める意見が多くみられ、ICT等の活用も含めて、情報基盤体制の整備を検討していく必要があります。

団体調査では、現在の連携先は「NPO*やボランティアなど」「専門機関や事業者など」が多くなっています。

④ 不足していると感じる障害福祉サービス等（事業所調査）

不足していると感じる障害福祉サービス等は、ワークショップでも指摘があった移動支援が多くみられました。その他に、ショートステイも比較的多くみられました。

⑤ 障害のある人やその家族からの相談内容（事業所調査、団体調査）

事業所調査及び団体調査ともに、障害のある人やその家族からの相談内容は「障害者サービスや制度全般について」「介助者や家族間の関係性に関するもの」が多くなっています。また、団体調査では「就労について」も多くみられます。

- ⑥ 地域における障害のある人に対する差別・偏見、または配慮不足（事業所調査、団体調査）
事業所調査では、差別・偏見に関する5年前との比較は、「少しずつ改善されている」が最も多くなっていますが、「仕事や収入面」「まちなかでの人の視線」などで差別・偏見等を感じる事が多くみられます。具体的な内容では、入場や参加を断られたケースや合理的配慮[※]に関する意見などがみられました。
団体調査でも、差別・偏見に関する5年前との比較は、「少しずつ改善されている」が最も多くなっています。また、差別・偏見等を感じる場面は、「仕事や収入面」が最も多く、「教育の場」「地域の行事や集まり」も多くみられます。
- ⑦ 障害のある人の就労支援の課題（事業所調査、団体調査）
事業所調査及び団体調査ともに、企業の理解と受入れ体制の整備が比較的多くみられます。その他に、事業所調査では、就職先の拡大、就労パスポートの普及、就労後の相談窓口の周知などを求める意見がみられました。
- ⑧ 障害のある人の地域移行を進める上での課題や必要だと思う支援（事業所調査、団体調査）
事業所調査では、相談体制が重要であるという意見が多く、地域との交流や地域の理解が大切であるという意見も比較的多くみられました。その他に、病院や就労継続支援B型等への交通アクセスを指摘する意見やグループホームなど住まいの場の不足、多職種連携の定期的な情報交換の必要性を指摘する意見などがみられました。
団体調査でも、地域の理解の促進に関する意見などがみられました。
- ⑨ 災害対策について（事業所調査、団体調査）
災害対策は、「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」「業務継続計画や避難計画の策定」など、さまざまな取組が事業所で進められている様子がうかがえます。一方、避難所の受入れ体制や、福祉避難所に対する災害リスクなど不安を感じている様子もうかがえます。
団体調査でも、災害対策に関する意見が多く、避難所や災害情報に関すること、電源喪失時の重度障害への対応など、災害時におけるさまざまな不安を抱えている様子がうかがえるため、関係課や医療機関、事業所などと連携した災害対策の強化を図る必要があります。
- ⑩ 各分野の現状や課題、今後必要と思われるサービス（事業所調査、団体調査）
生活環境の整備について、事業所調査では移動手段の不足に関する意見が多く、公共交通機関の不足も比較的多くみられました。住まいの確保については、グループホームに関する意見が多く、団体調査でも同様の傾向がみられました。
雇用・就労について、事業所調査では働く場や仕事の内容、就労支援に関する制度などの情報提供に関する意見がみられ、団体調査でも就労の場の拡充を求める意見がみられました。
障害のある子どもの教育・育成については、事業所調査では学校や支援サービス、児童期から成人期に移るときの支援体制などの意見がみられました。
障害への理解と交流については、事業所調査及び団体調査ともに地域交流や子どもの頃からの交流が大切であるという意見が比較的多くみられました。
また、団体調査では、災害時の支援に関する意見が最も多く（⑨参照）みられました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みとめあい、ささえあい、
わたしらしく生きる



身近な地域での福祉の充実を図るにあたっては、市民一人ひとりの福祉の心を一層育てることが不可欠です。すべての市民が、福祉の担い手となり、また、近隣住民、友人、家族など身近にいる人が互いによき理解者となる、思いやりあふれる地域共生社会を形成することが、地域で障害のある人を支援することにつながります。

障害の有無にとらわれず多様性を認めあい、誰もが地域で自分らしく生活を送ることができるように、個々の障害特性やその時々ニーズを的確に把握するとともに、本人を取り巻く家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、さまざまな社会資源・支援サービスなどに適切につなぐことができる包括的支援体制づくりを推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。

それぞれの地域に福祉の心が育つことにより、すべての人が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らせるという、第4次計画の基本的な考え方を継承し、第5次となる本計画においても、第4次計画の基本理念を引き継ぐこととします。



【目指す姿】

障害の有無にかかわらず、
地域に住むすべての人が互いに理解を深め「みとめあえる社会」のもと、
日常的に「ささえあえる社会」を市民自身の手により創造し、
自らの選択を可能な限り実現することにより「わたしらしく生きる」

ことのできる 島田市を目指します



2 重点的な取組

第1章、第2章で確認した社会の動向や障害福祉に関する課題、意見などを踏まえ、今後、本市が対応すべき重点的な取組を下記のとおりとします。

(1) 誰もが社会参加できる島田市版ユニバーサル社会づくり

障害のある人が地域や社会で自分らしく暮らし、さまざまな可能性の実現に希望の持てるまちづくりを進めていくためには、ソフト・ハードの両面から地域における社会的障壁の除去を進めていくことが大切です。

第4次計画では、市民全体で障害のある人への思いやりやいたわりの気持ちを持つ、いわゆる「こころのバリアフリー※」の普及を目指して、「バリアフリーてけてけ隊」などの活動を推進してきました。

こうした取組をさらに推進し、障害の有無に関わらず、誰もが社会参加できる島田市版ユニバーサル社会づくりを目指します。

関連する基本目標

- 基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）
- 基本目標2 つながる（社会参加の促進）
- 基本目標5 でかける（生活環境の整備）
- 基本目標7 つたえる・しる（情報・コミュニケーションの充実）

(2) 希望する生活を叶える、特性や個性に応じた居場所・役割・仕事づくり

障害のある人の中には、地域社会とのつながりを持つことが難しく、地域から孤立しがちな人もいます。孤立状態が続くことは、必要な支援につなげにくくなり、問題の深刻化を招くことにもなるため、多様な形で社会とのつながりを創出していくことが大切です。

そのため、地域での居場所づくりや就労の確保など、障害のある人の特性や個性に応じて参加しやすい環境を整えるとともに、障害のある人の参加意欲を高めていけるように、それぞれのニーズ等を踏まえた支援や相談体制の整備を進めていきます。

関連する基本目標

- 基本目標2 つながる（社会参加の促進）
- 基本目標3 はたらく（雇用と就労の充実）
- 基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）
- 基本目標8 くらす（福祉・保健・医療サービスの充実）

(3) 障害のある人やその家族を支える包括的な支援の充実

令和3年4月に施行された改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業は、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するものです。

「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」でも、「様々な困りごとを受け止め、解決につなげる体制づくり」を目標の一つに掲げています。

社会環境が大きく変化し、先行きの不透明感が増す中で、障害のある人が個々の生活の中で直面する不安や悩みが解決につながるよう、「基幹相談支援センター※」をはじめとする障害者相談支援体制の役割の確認も含め、包括的な支援体制の整備を進めます。

関連する基本目標

- 基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）
- 基本目標2 つながる（社会参加の促進）
- 基本目標8 くらす（福祉・保健・医療サービスの充実）

(4) 障害のある子どもとその家族が安心して生活・成長できる支援の充実

障害のある子どもの支援はライフステージ※に応じた切れ目のない支援と、本人だけでなく、その家族への支援も必要です。また、支援にあたっては、子ども達の自立と社会参加に向けた主体性を育てていくという視点も欠かせません。

本市では、子育ての分野において、「島田市版ネウボラ」をはじめとする切れ目のない支援体制の充実や「島田市こども家庭センター（以下、こども家庭センター）」の設置、また「島田市医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を令和4年1月に静岡県内で初めて策定するなど、困難を抱える子どもやその家族の支援に積極的に取り組んでいます。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害のある子どもへの施策は満足度・優先度が高く、一層の充実が期待されている分野でもあるため、子ども達が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、各種支援策を推進するとともに、インクルーシブ教育※システムの構築に向けた特別支援教育※の充実など、学びの環境整備にも取り組みます。

関連する基本目標

- 基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）
- 基本目標2 つながる（社会参加の促進）
- 基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）

3 計画の基本目標

■基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）

障害の有無にかかわらず、地域で共に生き、共に暮らしていく「共生社会」に向けて、お互いが理解し、尊重し合うことの大切さや、障害のある人の権利擁護や差別解消、虐待防止などについて、市民への周知普及を図ります。

また、子どもから大人まで、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで地域共生社会の心を育ていけるよう、地域住民や障害者支援関係機関、当事者団体など多様な主体との連携の下、障害について学べる機会や障害のある人と気軽に交流できる機会を充実させていきます。

施策

- (1) 権利擁護の推進、差別・虐待の防止
- (2) 福祉教育や交流教育の推進

■基本目標2 つながる（社会参加の促進）

障害のある人が、地域社会の一員として地域とつながりを持ち、安心して生活ができるよう、地域住民との日常的な交流活動の促進や、地域で支援活動を行うボランティア*団体等への支援に努めます。

また、生きがいをもって自分らしく暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していくとともに、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援など、障害のある人一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。

施策

- (1) ボランティア等による地域福祉活動の推進
- (2) 文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等の充実
- (3) 社会参加の促進

■基本目標3 はたらく（雇用と就労の充実）

障害のある人が社会において役割・責任感を持ち、自立した生活の実現につながるよう、働く意欲を持つ障害のある人の適性と能力に応じた就労の場の確保に努めます。

そのため、特別支援学校*や公共職業安定所などの関係機関と連携し、福祉サービスの実施や企業と障害のある人との雇用のマッチング（雇用条件等の合致）を図る「島田方式」の実践など、一般就労への移行促進、就労機会の拡大、就職後の定着支援を図っていきます。

また、福祉的就労*の場の充実など、障害のある人が働きがいを持ち、働きやすい環境をつくるよう努めます。

施策

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

■基本目標4 まもる（防犯、防災対策の充実）

障害のある人が、地域の中で安全・安心な日常生活を過ごすことができるよう、日頃から防犯・防災に関する情報を発信するほか、民生委員・児童委員※、自主防災会をはじめとする地域と行政機関等との連携を強化するなど、障害のある人やその家族が地域の中で孤立することなく、助け合える体制を整備し、防犯、防災対策の充実を図ります。

また、アンケート調査では、災害時の不安を抱えている障害のある人が多くいる様子がかがえるため、福祉避難所※を含めた避難所の整備のほか、避難行動要支援者※に対する「個別計画」の作成、更新などを推進します。

施策

- (1) 日頃からの安心の備え
- (2) 災害時の体制の整備

■基本目標5 でかける（生活環境の整備）

外出の機会の提供は、障害のある人が社会とのつながりをもつ大切な機会であるため、外出や移動をスムーズにするための利用しやすい交通確保に取り組みます。

また、障害のある人が安全・快適に外出できるよう、建築物、公共交通機関、歩行空間など、生活空間のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※を推進し、ソフト・ハードの両面にわたり合理的配慮※が的確に行われるように努めます。

施策

- (1) 利用しやすい交通の確保
- (2) 歩行空間、建物等のバリアフリー化

■基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立した社会生活につながるよう、保健・福祉、医療・教育など関係機関が連携し、ライフステージ※に応じた連続性のある支援を行います。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、早期からの一貫した計画的な支援を行うとともに、連続性のある多様な学びの場の整備に取り組みます。あわせて、インクルーシブ教育※システムの構築に向け、個のニーズに応じた支援・指導を受けることができるよう特別支援教育※を充実させていきます。

施策

- (1) 就学前障害児療育※の充実
- (2) インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実

■基本目標7 つたえる・しる（情報・コミュニケーションの充実）

障害のある人自身の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるような環境整備を推進します。

障害福祉サービスの利用にあっても、本人の意思を尊重し、適切なサービスが利用できるよう、相談の実施等による意思決定の支援や意思疎通のための手段の充実を図ります。

点字広報や音声情報、聴覚障害のある人のための文字情報など、障害特性に配慮した情報提供手段の充実とあわせて、パソコン、携帯端末（携帯電話）、インターネットなどICT[※]の活用により、コミュニケーションの円滑化を図ります。

施策

- (1) 情報アクセシビリティ[※]の向上
- (2) 意思疎通支援の充実

■基本目標8 くらす（福祉・保健・医療サービスの充実）

ノーマライゼーション[※]の考え方にに基づき、入所施設から地域へと、生活の場を移行していくことが国においても政策課題となっており、障害のある人を地域で受け入れ、生活を支える体制づくりや、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]」の構築に取り組みます。

また、障害のある人が自らの意思決定のもとに自立した生活を送ることができるよう、地域の多様な主体が連携し、サービスの充実や住まいの場の確保、相談支援体制の強化などを図り、障害のある人やその家族等への支援を充実していきます。

施策

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 住まいの場の確保
- (3) 相談・生活支援体制の強化
- (4) 適切な保健・医療サービスの充実

4 施策の体系

基本
理念

みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きる

重点的
な取組

- (1) 誰もが社会参加できる島田市版ユニバーサル社会づくり
- (2) 希望する生活を叶える、特性や個性に応じた居場所・役割・仕事づくり
- (3) 障害のある人やその家族を支える重層的な支援の充実
- (4) 障害のある子どもとその家族が安心して生活・成長できる支援の充実

基本目標	施策
1 みとめあう 相互理解・相互尊重の普及	(1) 権利擁護の推進、差別・虐待の防止 (2) 福祉教育や交流教育の推進
2 つながる 社会参加の促進	(1) ボランティア等による地域福祉活動の推進 (2) 文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等の充実 (3) 社会参加の促進
3 はたらく 雇用と就労の充実	(1) 総合的な就労支援 (2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
4 まもる 防犯、防災対策の充実	(1) 日頃からの安心の備え (2) 災害時の体制の整備
5 でかける 生活環境の整備	(1) 利用しやすい交通の確保 (2) 歩行空間、建物等のバリアフリー化
6 そだつ・まなぶ 障害のある子どもへの支援	(1) 就学前障害児療育※の充実 (2) インクルーシブ教育※システムの構築に向けた特別支援教育の充実
7 つたえる・しる 情報・コミュニケーションの充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
8 くらす 福祉・保健・医療サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) 住まいの場の確保 (3) 相談・生活支援体制の強化 (4) 適切な保健・医療サービスの充実

第4章 計画の基本施策

基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）

（1）権利擁護の推進、差別・虐待の防止

● 現状と課題

障害のある人に対する権利擁護の推進、差別・虐待の防止を図るため、本市では、権利擁護推進協議会の設置や休日夜間における虐待の通報に対応できる体制整備などに取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、差別や虐待を受けた経験の有無や場面は障害種別により違いがみられ、相談できずにいる人もみられます。市民を対象としたアンケート調査では、障害福祉に関連する用語の認知は前回よりも増している傾向がみられますが、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」などの認知度は依然として低い傾向にあります。ワークショップでは、外見ではわからない障害への理解を求める意見などもみられます。

国においては、「障害者差別解消法[※]」が改正され、令和6年4月1日からは事業者による合理的配慮[※]の提供が義務付けられるなど、社会全体で障害のある人の権利擁護に関する取組を推進していくことが重要となっています。

障害の特性や必要な配慮に関する理解を深め、障害のある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行いながら、差別の解消及び合理的配慮の提供、虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

障害のある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を行います。障害のある人に対する差別や虐待などの権利侵害を防ぎ、権利擁護の取組を推進します。

1 広報・啓発活動の推進

- 障害に対する正しい理解を深め、障害福祉に対する関心を高めるため、市、社会福祉協議会[※]の広報紙やホームページ、FM島田等を引き続き活用するとともに、市公式SNS[※]など、さまざまな広報手段を効果的に活用し、啓発活動を推進します。
- 社会福祉協議会によるSNSでの情報発信や広報紙など、地域における福祉活動についての情報発信を支援し、市民の地域福祉活動への興味関心を高める効果的な啓発活動を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、学校や地域、企業等に対して福祉教育の取組を推進し、障害福祉に関する啓発活動を推進します。
- 障害者週間[※]にあわせて、障害のある人や地域の人などがともに実施する清掃活動などを通じて、障害への理解を深めるための啓発を行います。
- 「耳マーク」や「ヘルプマーク」など障害福祉に関連するマークの周知を行います。

2 障害のある人と障害のない人との交流の促進

- 障害のある人・障害福祉施設・当事者団体と市民との交流を進めるため、障害者スポーツを通じた交流のほか、地域自立支援協議会※の活動をはじめとした各種の行事についてさまざまな媒体を活用して積極的に広報し、市民の参加拡大を図ります。
- 障害のある人が各種行事に参加しやすくなるように、ハード・ソフト両面からの環境づくりを行い、交流活動を拡大していきます。
- 当事者団体と行政の考え方を統一し、ともに取り組むため、地域自立支援協議会等で関係機関との情報の共有を図ります。

3 虐待・差別のない社会づくりの推進

- 障害や虐待防止に対する理解を深めるための啓発を引き続き行うとともに、障害のある人に対する虐待が起きたときに休日夜間の通報でも対応できる連絡先について周知を図ります。
- 障害者虐待防止に向けた研修会を引き続き開催するなど、「高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議」において障害者虐待や差別に適切に対応するよう、関係機関と連携していきます。



4 障害のある人に対する合理的配慮の推進

- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要との意思を伝えられた時には、合理的配慮をするよう普及啓発を行います。
- 企業や団体、学校等に対し、合理的配慮に関する事例集を配布するなど、個々に状況が異なる職場において、柔軟に対応できる環境づくりを推進します。
- 島田市職員向けの庁内実務講座にて合理的配慮に関する講義を開催するなど、庁内における合理的配慮の提供を推進します。

5 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切な制度利用につながるよう、各相談窓口の機能を強化するなど、社会福祉協議会内に設置した「成年後見支援センター」とともに、権利擁護の体制づくりを進めます。
- 意思決定能力を十分発揮できない障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業や、財産管理、身上保護を行う成年後見制度※の普及啓発を進めます。また、引き続き市民後見人※の養成を行い、地域における権利擁護の担い手を育成します。
- 権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み構築に向けて、権利擁護推進協議会を開催します。

 「耳マーク」「ヘルプマーク」について

 耳マーク	<p>耳が不自由であることを示します。窓口等でこのマークを掲示し、耳の不自由な人の希望に応じた援助や配慮を行います。</p>
 ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からわからなくても配慮を必要としている人が、援助が得やすくなるためのマークです。</p>

(2) 福祉教育や交流教育の推進

● 現状と課題

福祉教育の取組として、本市では、特別支援学校*と小中学校の交流や総合的な学習の時間等での福祉教育の推進、民生委員・児童委員*向けの精神保健講座や市民向けの発達障害*連続講座の開催などに取り組んできました。

市民向けアンケート調査では、障害のある人との交流機会があった人や福祉教育を受けた人は、共生社会への理解や障害のある人への支援を経験した割合が高い傾向にあり、福祉教育の重要性がうかがえます。ワークショップでも、障害のある人とない人との交流機会が増えるとよいという意見がみられました。

障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できることの重要性について理解を深め、交流機会を確保し福祉教育を子どもの頃から継続的に行うことで、障害の特性や必要な配慮等について学び、体験していくことが重要です。

また、増大する福祉ニーズに対応できるように、市役所をはじめとした職場における福祉教育や交流機会の充実を図っていく必要があります。

取組の方向性

地域、学校、職場、家庭等の身近なところでの福祉教育や交流機会を充実させ、「こころのバリアフリー*」の普及を図ります。

1 交流機会の確保

- 「バリアフリーてけてけ隊」などの活動を継続させながら、意識改革によって物理的な障壁を克服し、「こころのバリアフリー」の更なる浸透を図ります。

2 交流教育の実施

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がふれあい、共に活動する「交流及び共同学習」は、両者にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。今後も交流の目的を明確にし、特別支援学校と小中学校との交流や特別支援学級*と通常学級との交流を実施します。

3 小・中・高等学校での福祉教育の推進

- 福祉教育を推進するため、社会福祉協議会*が福祉担当教諭などからの相談対応や各学校に合った授業提案等を行います。
- 福祉やボランティア*活動、地域福祉活動への理解・関心が高まるよう出前講座を実施します。
- 精神障害やメンタルヘルスについての理解を得るための取組を推進します。

4 共生社会や障害に対する理解を深めるための講座の実施

- 市民や企業に対して、障害の特性に対する理解や接し方などの支援方法や、共生社会についての理解を深められるような講座を開催します。
- 精神障害や発達障害、近年増加しているメンタルヘルスの課題についての正しい知識や接し方を学ぶボランティア養成講座を開催し、理解を深める機会の充実を図ります。

5 市職員等を対象とした研修の実施

- 市職員に対して庁内実務講座を実施するとともに、新規採用職員研修では全員を対象に障害に関する研修を継続します。また、外部研修に参加する機会もつくっていきます。
- 学校での福祉教育の実践的な活動への展開を図るため、学校教職員を対象とした研修を実施します。
- 職員研修システム（しまナビ）を活用した研修を検討し、障害者差別解消法[※]等の周知を図ります。



基本目標2 つながる（社会参加の促進）

（1）ボランティア*等による地域福祉活動の推進

● 現状と課題

地域福祉活動を推進するため、本市では、「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会*と連携してボランティア活動の推進や市民の参加促進、関係機関や団体との連携などに取り組んできました。

市民向けのアンケート調査では、「相談や声かけ」「日常生活の援助」など、障害のある人への支援を行いたいという人は多くいます。また、ワークショップでは、学生ボランティアの参加や「バリアフリーてけてけ隊」の活動を楽しみにしているという意見もみられました。

障害のある人の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアや地区社協、自治会などの地域の支え合いは大変重要です。そのため、地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動をはじめとする地域福祉活動に参加できる環境づくりを行うとともに、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政、地域住民が障害のある人の当事者団体と連携・協力していくことが必要です。

また、障害のある人への多様な支援を専門的かつ継続的に行っていくため、当事者団体及びNPO*法人、ボランティア団体等との連携強化やネットワーク化の推進により、さまざまなニーズに対応できる体制づくりに取り組む必要があります。

取組の方向性

障害のある人もない人もともに地域で暮らす地域の一員としてお互いを尊重し合い、地域全体で支え合う地域福祉活動を促進します。

1 小・中・高等学校でのボランティア活動の推進

- 青少年期において障害に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、体験学習を通じて、障害のある児童生徒と地域の学校等の児童生徒との交流を図ります。
- 「バリアフリーてけてけ隊」等のイベントや、福祉施設などで、学生や一般のボランティアを受入れ、福祉を知る・学ぶ機会や交流する機会をつくります。

2 社会福祉協議会によるボランティア活動の充実

- ボランティア活動希望者からの相談に応じるとともに、福祉施設においてボランティア活動希望者の受入れの相談に応じるなど、ボランティア活動が円滑に充実して行うことができるように調整を図ります。
 - ボランティア活動団体の活動相談に応じることや、活動場所の提供、助成金等の情報提供などを行い、ボランティア活動団体が継続して活動できるように支援します。
-

3 ボランティア等の地域福祉活動に関する情報発信

- 市の広報紙、ホームページ、ソーシャルメディアなどの各種媒体を活用したボランティア団体の情報発信や、ボランティア活動手引きの作成などを行います。
 - 若い世代のボランティア活動への参加を促進するため、ソーシャルメディアの活用を引き続き力を入れ、高校等への情報発信を行います。
 - 関係機関と連携し、市民がボランティア活動に参加しやすい体制づくりに努めるとともに、ボランティア活動への関心を高める働きかけをします。
 - 社会福祉協議会が行う地域福祉活動団体等の紹介について、市の公式SNS[※]も活用するなど、情報提供手段の更なる充実を図ります。
-

(2) 文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等の充実

● 現状と課題

障害のある人が、文化や芸術、スポーツ・レクリエーション、生涯学習などの活動に参加できるように、本市では家族ふれあいスポーツ大会の支援のほか、パラスポーツ競技の情報提供や用具の貸出し等を行ってきました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、スポーツ・運動、文化芸術活動などに参加するためには「一緒に活動する仲間」「活動できる場所」「活動を介助、サポートしてくれる支援者」などが求められています。

国においては、平成30年に「障害者文化芸術推進法^{*}」が施行され、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。県においても、障害者文化芸術活動支援センターの運営や、障害者芸術祭等の開催を通じて、障害のある人の文化芸術活動を支援しています。

障害のある人が文化芸術活動へ参加することは、日々の生活を豊かにするとともに、障害のある人と地域住民等との交流機会の増加につながり、市民の障害への理解と認識を深められます。また、障害のある人の自立と社会参加の促進につながることも期待されます。

そのため、さまざまな文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動に障害のある人が参加しやすくなるように、引き続き環境の整備や必要な支援を行う必要があります。

また、令和元年に施行された「読書バリアフリー法^{*}」に基づき、障害のある人の読書環境の向上にも取り組む必要があります。

取組の方向性

障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などに親しむことができる環境づくりを目指します。

1 障害のある人に対する文化芸術活動への参加支援

- 障害のある人の文化芸術活動への参加を支援するため、施設・設備の整備や、支援する人材の養成及び確保、相談体制の整備、また各種活動の発表の機会の提供など、関係機関との調整を図ります。
- 点字広報や声の広報、音声コードによる情報提供、手話通訳者^{*}や要約筆者^{*}の派遣、またICT^{*}等を活用しながら、アクセシビリティ^{*}の向上を図ります。
- 文化芸術活動団体による実演芸術の公演や展示など、文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供に努めます。

2 障害者スポーツ大会の開催・支援

- ボランティア[※]の協力のもと、家族ふれあいスポーツ大会など、障害者団体が主催する各種スポーツ大会の実施を支援するほか、必要に応じて、手話通訳者派遣等の支援をします。
-

3 スポーツ、レクリエーション施設のバリアフリー[※]化

- スポーツ施設やレクリエーション施設について、誰にでも利用しやすく安全で使い勝手の良い環境となるように、個々の施設の改修や新たな施設の建設にあわせてバリアフリー化やユニバーサルデザイン[※]の推進を図ります。
-

4 スポーツ教室及びイベントにおけるパラスポーツの周知

- スポーツ教室においてボッチャ[※]等のパラスポーツを実施することにより、パラスポーツに関する市民の認知度を高め、競技しやすい環境づくりを推進します。
-

5 青年学級への支援

- 知的障害のある人の余暇や社会参加の機会の充実のため、引き続き、レクリエーション活動などを実施している「そよかぜ青年学級」を運営する障害者団体に対する支援を行います。
-

6 生涯学習環境の整備

- 障害のある人の生涯学習の機会を充実させるため、施設・設備の整備や各種学級・講座等での合理的配慮[※]の提供などにより、参加しやすい環境づくりを進めます。
 - 障害のある人の読書活動を支援するため、拡大読書器の利用促進をはじめ、点字・音訳・D A I S Y[※]図書の充実など、読書のバリアフリー化を進めます。
-

(3) 社会参加の促進

● 現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査では、地域などで行われる各種活動への参加希望率は全体的に低くなっています。参加のためには、「障害のある方などに配慮した施設や設備の充実」「外出のための移動手段や介助の確保」「障害のある方などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」「障害についての理解を深められるような広報や福祉教育の充実」などが求められています。

障害のある人が、自らの決定に基づき、周囲のサポートを受けて、社会のあらゆる活動に参加できるよう社会的障壁を除去し、障害のある人の自立及び社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

取組の方向性

障害の有無に関わらず、誰もが地域の一員として社会に参加できる環境づくりに取り組みます。

1 障害のある人が社会参加しやすい体制づくり

- 障害のある人に関連する計画の策定については、アンケート調査や、ワークショップなど多様な意見聴取の機会を通じて現状分析と課題の整理を十分に行い、市民に寄り添った施策の立案に反映させます。
- 各種イベント等の開催にあたっては、障害のある人が企画・立案の段階から携わり、そこでの意見や要望を組織的に受けとめ、より社会参加しやすい体制づくりを推進します。

2 地域行事への障害のある人の参加促進

- 障害のある人が地域行事などへ参加しやすくなるように、自治会連合会や民生委員・児童委員^{*}協議会等を通じて、合理的配慮^{*}の提供を要請するとともに、地域と協力して環境の整備を行っていきます。
- 自治会連合会や民生委員・児童委員協議会等に対して、障害のある人の地域行事への参加を呼びかけるように促します。

3 行事等開催にあたっての障害のある人への配慮

- 講演会や講座などの行事の開催にあたって、手話通訳者^{*}・要約筆記者^{*}の配置や、点字資料等の準備など、障害の特性に応じた配慮を行います。また、駐車スペースの確保、スロープ等の設置された会場の設定に努めます。
- 行事等の開催周知にあたっては、周知する情報の中に手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を加えるように要請します。

4 外出支援制度の実施

- 障害のある人の多様な外出要望に適した移動の支援（行動援護・同行援護・移動支援）を行います。必要なサービスが提供できるよう、体制の充実を図ります。

5 公共施設利用情報の提供や減免措置等の実施

- 公共施設の障害者割引について周知を働きかけていくとともに、利用のためのわかりやすい情報提供に努めます。

6 自動車改造費用の助成

- 障害のある人が運転するための自動車の改造に要する費用助成を引き続き行うとともに、制度の周知を図ります。

7 交通機関の利用しやすい情報の提供や適切な配慮の推進

- 障害のある人などが利用できる公共交通機関の運賃減免制度等の情報を提供します。
- 公共交通機関に対して、障害のある人への合理的配慮について啓発を進めます。



基本目標3 はたらく（雇用と就労の充実）

（1）総合的な就労支援

● 現状と課題

障害のある人の就労支援については、本市では、職場適応援助者（ジョブコーチ※）制度の紹介や庁舎内での相談支援窓口で支援に取り組み、令和元年度は新規求職申込件数に対する就職件数の割合を示す就職率は6割弱となりましたが、以降は新型コロナウイルスの影響などもあり、5割を下回っています。

市内民間事業者を対象としたアンケート調査では、行政や関係機関に期待する取組や支援は、「賃金に関する助成制度の充実」「環境整備に関する助成制度の充実」「障害者への教育や職業訓練内容の充実」などが多く求められています。

国においては、障害のある人の就業機会の確保に向けた就労支援策を総合的に進めており、障害者法定雇用率を段階的に引き上げ、あわせて障害者基本計画（第5次）においては、中小企業の法定雇用率達成を増やすことを見据えて、数値目標が「雇用量」から「達成企業の割合」に見直されており、障害者雇用の拡大・定着に向けた関係機関の一層の連携が求められます。

こうした状況を踏まえつつ、就労を希望する障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関が連携して就労支援を推進していく必要があります。

取組の方向性

障害者雇用制度の活用や関係機関の連携など、障害のある人の雇用の場を充実させるための施策を推進します。

1 障害のある人の就労に関する相談体制の充実

- 障害のある人に対してハローワーク島田の求職登録制度や障害者職業センターなどの就労に関する相談窓口を紹介します。
- 職業訓練を実施する障害者職業訓練校等の入学情報の提供を行います。

2 障害者雇用制度の周知及び利用の促進

- 国や関係機関からの情報をポスター掲示やパンフレット配架、企業訪問時や産業支援センターのメールマガジン等を活用しながら、障害のある人の雇用に関する情報を周知するなど、障害者雇用に関する認知度と意識向上を図ります。
- ハローワーク島田をはじめとした関係機関と連携し、ジョブコーチ制度やトライアル雇用※制度などの利用を促進します。

3 雇用の場における障害のある人の人権の擁護

- 雇用の場において、差別の解消、虐待防止の推進及び合理的配慮[※]の提供の促進を図るため、企業等への啓発活動を行います。

4 就労支援体制の充実

- 地域自立支援協議会[※]しごと部会及びハローワーク島田のほか、福祉、教育、労働の各分野の関係機関と連携し、効果的な就労支援体制の構築を図ります。
- 市内企業と支援者、関係機関の意見交換の場を設け、市内企業に障害者雇用への関心を高めてもらう企画を検討し、障害者雇用の拡大に向けた取組を進めます。

5 「島田方式」の確立と周知

- 市内企業と障害福祉関係者の情報交換の場を設け、新たな仕事の開拓など実践的で具体的な話し合いを行い、障害のある人の適性に応じた精度の高い雇用のマッチングを行う「島田方式」を実践し、多くの企業への周知を図ります。

6 法定雇用率達成に向けた取組の促進

- 地域自立支援協議会しごと部会及びハローワーク島田との連携により、障害者雇用率制度について周知し、障害のある人の就労状況や特性等の理解を深め、地域での雇用へとつなげ、法定雇用率の達成を目指す取組を促進します。

7 就労に係る福祉サービスの充実

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労定着支援事業などの就労に係る福祉サービスを実施する事業者に対して、適切な情報提供や施設整備に関する支援、スキルアップ研修などに取り組みます。

8 市における障害者雇用機会の充実

- 障害のある職員が働きやすいよう、職場環境の改善を図ります。
- 障害者枠を活用し、法定雇用率の達成を目指します。
- 障害の特性に応じた業務の割り振りを実施していきます。

9 障害のある人の職場体験の対応

- 特別支援学校[※]等からの職場体験にあたっては、受入れ先の理解と協力が必須となることから、職場体験の希望があった場合には、見学会の開催や情報交換会などを実施していきます。

**参考資料****【障害のある人の求職・就職状況】**

(人、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込件数	269	302	270	277	335	342
就職件数	140	144	157	128	135	164
就職率	52.0	47.7	58.1	46.2	40.3	48.0

資料：ハローワーク島田

(2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

● 現状と課題

多様な就業機会の確保のため、本市では、障害者就労施設等からの物品や業務の調達の推進や工賃向上などに取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、働くために特に必要な支援は、「障害の特性に合った職業・雇用の拡大」「障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制」「障害に対する理解を深めるための職場への働きかけ」などが求められています。ワークショップの意見でも、自分にあった就業の場があると良いといった意見などがみられました。

国の障害者基本計画（第5次）では、障害のある人が多様な働き方を選択できる環境整備や、農業分野における障害のある人の就労支援に向けた取組、障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組などが目標に挙げられています。

短時間労働や在宅就業、自営業など、多様な働き方を選択できる環境整備や、ICT※を活用したテレワーク、農業分野での障害のある人の就労支援など、多様な障害の特性に応じた就労環境整備や、支援の充実・強化を図る必要があります。

取組の方向性

企業や関係機関と連携し、障害特性に応じて多様な就労の形が広がるような環境づくりや仕組みづくりに取り組めます。

1 市業務を委託することによる就労機会の提供

- 障害者施設と連携して受託可能業務の洗い出しを行うとともに、障害者就労施設等からの物品などの調達方針を全庁的に周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。

2 民間への販路拡大

- 障害者就労施設等で生産された製品を市役所などに展示したり、インターネットで紹介するなど、民間事業所への販路拡大を支援します。

3 障害者就労施設等の受注業務の支援

- 障害のある人の工賃の向上及び社会参加の促進のため、企業などからの求めに応じ、障害者就労施設等で受注可能な業務の情報提供に努めます。

4 農福連携による就労支援の検討

- 就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組について、障害のある人の就労支援につなげる方策を検討します。

5 柔軟な働き方の促進

- 一般就労している障害のある人について、短時間労働や在宅就業など、時間や場所を有効活用でき、多様な働き方の選択が可能な環境を整備するため、企業等に対して合理的配慮^{*}に関するパンフレットを配布するなど、柔軟な働き方を促進します。



基本目標4 まもる（防犯、防災対策の充実）

（1）日頃からの安心の備え

● 現状と課題

緊急時の安全確保のため、本市では、緊急通報システムの設置や重度身体障害者等防災対策事業による助成事業などに取り組んできました。また、消費者トラブルの相談については、「島田市消費生活センター（生活安心課市民相談係）」で対応をしています。

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、災害等の緊急時の対応は、満足度が低く優先度の高い施策となっています。

また、近年は、障害のある人や高齢者を狙った特殊詐欺[※]や消費者トラブルなどが全国的に発生しています。本市でも、犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、不審電話が多数認知されています。

障害のある人の犯罪被害や消費者被害を未然に防ぐため、地域の見守りや緊急時に迅速・的確な対応を行える体制を整備する必要があります。

取組の方向性

障害のある人を犯罪や消費者被害等から守るため、見守り活動や緊急時の通報体制、相談体制の整備など、日頃からの安全対策を推進します。

1 聴覚障害者災害時緊急情報提供事業（Fネット[※]）等による情報提供の充実

- 聴覚障害のある人の安全確保に資するため、災害時のみならず、食中毒警報等、Fネットによる幅広い情報提供に努めます。
- FAXの代替となるICT[※]等を活用した情報提供システムの活用を検討していきます。

2 重度身体障害者等防災対策事業による助成

- 肢体や呼吸器に重度の障害がある人が大規模災害に備え、防災ベッドや非常時の発電機、人工呼吸器用バッテリーなどの防災対策用具の購入費に対する助成制度について、関係団体等へ周知を行います。

3 緊急通報システムの設置

- 身体に重度の障害のある人などが地域で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員※の協力を得て対象者の把握に努め、緊急通報システムの普及促進を図るとともに、対象者の拡大や見守りネットワークの充実を図ります。
 - 固定電話を持たない対象者に対応するため、ICT※を活用した新たな緊急通報装置等の導入について検討していきます。
-

4 消費生活対策の充実

- 被害の未然防止を図るため、市内で発生した事例を中心に消費者トラブルの対処方法を掲載した「島田市民の消費者トラブル対策虎の巻」を周知します。
 - 消費生活上でのトラブルや困りごとに係る相談窓口「島田市消費生活センター」の周知を図ります。
-

5 防犯対策の推進

- 各種団体等に協力を求めながら、障害のある人が集う機会や市・警察などの回覧物を利用するなど、防犯対策や各種犯罪及び消費者被害に関する情報を提供し、防犯意識などを高めるための講座を実施します。また、新しい消費者被害や詐欺手口を説明する防犯講座の実施地域や回数を増やすため、防犯講座開催の呼びかけを行います。
 - 市域全体で防犯活動が活発化するように、防犯団体へ継続した支援を行います。
-

(2) 災害時の体制の整備

● 現状と課題

災害時の体制については、本市では、民生委員・児童委員[※]の協力を得ながら避難行動要支援者[※]の情報の把握や、平常時からの情報提供についての同意取得に努めています。また、自主防災組織と連携した福祉避難所[※]開設訓練や要配慮者[※]支援訓練などにも取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、行政や地域に特に希望することは、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が最も多く、前回調査よりも上昇しています。「避難生活における介助や医療などの支援体制を確立してほしい」「障害のある人に対応した避難地や避難所を設置してほしい」などの回答も多くみられます。

また、市民を対象としたアンケート調査では、災害時における障害のある人の安全確保のために必要な取組は、「普段からの近所づきあいや声かけ」が最も多く、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」「障害のある方への避難誘導や支援」も多くなっています。

近年は大規模災害が世界的に発生しており、平成27（2015）年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議では、「仙台防災枠組2015－2030」が採択され、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるように防災や復興に向けた取組の推進が示されました。

本市においても、災害時における障害のある人の安全が確保されるよう、地域の団体、事業者、行政等との連携のもと、障害の特性や障害のある人のニーズに配慮した情報伝達や避難支援など、災害対策の強化に取り組むことが必要です。

取組の方向性

災害時における障害のある人の安全確保を図るため、障害の特性や障害のある人のニーズに配慮した、災害時の体制整備に取り組めます。

1 避難行動要支援者の把握及び平常時の情報提供同意の促進

- 対象要件を満たす避難行動要支援者に対して、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の協力を得て、災害時に必要な個人の情報の把握に努めます。
- 当該事業の重要性の周知を行うとともに、当事者及び関係者に対し平常時の情報提供についての同意を促進していきます。

2 避難行動要支援者等の避難支援体制の充実

- 自力での避難ができず家族支援のない避難行動要支援者等の「個別計画」の作成について、自主防災組織をはじめとした関係者の取組を支援していきます。既に作成済のものについても、その支援の実効性の再確認を進めます。
- 民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の協力を得て、日頃から要配慮者の把握に努め、主体的に避難手法を考え、訓練が実施できるよう支援していきます。

3 防災訓練への参加の促進

- 障害のある人に対する地域住民の認識を高め、災害時における地域の支援体制を確立するため、自主防災会と協力して障害のある人の積極的な防災訓練への参加を促進します。
- 総合防災訓練・地域防災訓練の場を活用して自主防災組織に要配慮者訓練の実施を促します。

4 災害時福祉避難所の指定の拡大

- 必要に応じて福祉避難所の協定内容を見直すとともに、事業所の理解を得て、協定締結施設の拡大を図ります。
- 防災訓練において、福祉避難所開設訓練を実施し「福祉避難所開設運営マニュアル」がより実効性のあるものとなるように検証を行います。

5 防災知識の普及

- 災害時における対応能力を高めるため、障害者支援団体や福祉施設への出前講座を実施し、防災知識の普及・啓発を図ります。
- 防災訓練で要配慮者支援の訓練を計画し、要支援者に参加していただくことで、災害時等に対する知識の普及・啓発を行います。

6 要配慮者利用施設の避難体制の強化

- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する社会福祉施設等について、「避難確保計画（非常災害計画）」の作成及び避難訓練の実施を推進します。

基本目標5 でかける（生活環境の整備）

（1）利用しやすい交通の確保

● 現状と課題

障害のある人が利用しやすい交通の確保を図るため、本市ではコミュニティバスの運行ダイヤの調整、タクシー料金助成制度や重度障害者等移動車両貸出支援事業に取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、外出時に不便を感じることは、「介助者がいないと外出が難しい」「電車、バスなどが使いにくい」「災害など緊急時にどう対応すればよいのかわからない」などが多くなっています。

交通手段が限られている本市では、移動手段の確保は大きな課題であり、地域によっては地区社協が運営する応援隊による外出支援等により、個別の移動需要に対応している状況です。また、人口減少が続く我が国では、バス等の公共交通機関の運転手不足への対応などが喫緊の課題となっています。

障害のある人が社会参加しやすい環境づくりに向けて、外出や移動をスムーズにするための取組の充実を図る必要があります。

取組の方向性

障害のある人や高齢者にとって、安全に安心して外出や移動ができる手段やサービスの充実を図ります。

1 コミュニティバスの利用の促進

- 地域の実情やニーズに応じた、利用しやすい運行に努め、障害のある人が円滑に移動することができるよう、コミュニティバスの利用の促進を図ります。
- 障害者手帳の交付を受けている人に対する運賃の減額を引き続き行います。
- 車両購入の際は、ノンステップ車両を購入します。

2 デマンド型乗合タクシー※を含めた新たな公共交通の導入の推進

- 持続可能な公共交通の実現のため、デマンド型交通を含む、新たな公共交通の導入を目指します。
- デマンド型交通の導入について、事業者等と協議・調整を行い、条件が調った地区に導入を推進します。

3 福祉有償運送※の実施の支援

- 公共交通機関の少ない川根地区において実施している「川根地区移動支援サービス」を引き続き行います。

4 移送サービスの充実

- 障害のある人の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、タクシー事業者に福祉タクシーの整備について協力を求め、移送サービスの充実に努めます。

5 タクシー料金助成制度の実施

- 障害のある人の移動を支援するため、タクシー料金の一部を引き続き助成します。また、助成にあたっては、適切な利用の周知及びタクシー券の交付管理を行います。

6 重度障害者等移動車両貸出支援事業の実施

- ストレッチャーや車いすの利用者等の外出を支援するため、乗降用リフトなどの補助装置付車両の貸し出しを引き続き実施します。

7 外出支援制度の実施

- 基本目標2(3)4を参照

8 自動車改造費用の助成

- 基本目標2(3)6を参照

9 交通機関の利用しやすい情報の提供や適切な配慮の推進

- 基本目標2(3)7を参照

(2) 歩行空間、建物等のバリアフリー※化

● 現状と課題

歩行空間や建物等のバリアフリー化を進めるため、本市では、放置自転車の撤去や広報紙での周知のほか、公共施設の整備においては障害のある人の意見を求めるなど、さまざまな取組を実施してきました。

国においては、平成30年に「ユニバーサル社会実現推進法※」を公布・施行、令和3年に「改正バリアフリー法※」が全面施行されました。「改正バリアフリー法」に基づく基本方針では、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化をより一層推進することが示されています。

本市においても、公共施設、道路、歩行空間等を対象に、障害のある人の移動や施設の利用について、利便性や安全性の向上を図るとともに、「こころのバリアフリー※」の普及を図り、総合的な福祉のまちづくりを検討する必要があります。

取組の方向性

ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進し、障害のある人に配慮した総合的な福祉のまちづくりを推進します。

1 公共施設における福祉環境整備の推進

- 新たに建設する市の施設のユニバーサルデザイン※の導入を進め、既存の施設についても改善可能で緊急性の高いものから順次改修します。
- 県福祉のまちづくり条例に基づく「福祉環境整備基準」に沿った施設の改修について、引き続き事業費の一定額を補助していくとともに、当該補助事業をより積極的に啓発していきます。
- 施設の建設及び改修にあたっては、障害のある人が利用しやすいバリアフリースイートの設置を進めるとともに、車いす利用者など身体障害のある人が優先して使用できる表示を行い、その利用について啓発していきます。

2 歩行者の安全の確保

- 障害のある人を含むすべての人々が安全かつ円滑に移動できるよう、幅の広い歩道の整備や既設歩道における段差、勾配等を改善するとともに、歩行者空間や車いす利用者等の駐車スペースを確保していきます。
- 通行の妨げとなるような物を不法に置くことによって、歩道を占拠しないよう、広報紙などを活用し啓発に努めます。また、パトロールや巡視により、放置自転車等歩道上の不法占拠物を撤去するよう指導し、障害のある人を含めた歩行者の通行の安全を確保していきます。
- 未整備となっている特定道路のバリアフリー化を推進します。

3 福祉施設利用案内

- 障害のある人が利用しやすい施設について、施設管理者や利用者の協力を得て、ホームページを含む電子媒体での案内についても強化し、最新の施設案内を利用者に提供できるように努めます。
- 市内公共施設について、障害のある人の利用について調査、把握を行い、適切な利用案内を周知します。

4 市の建築物等への意見の反映

- 市の建築物、道路、公園を整備する際には、障害のある人を含め、市民から幅広い意見を聴き、実効性の高い整備を目指します。



基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）

（1）就学前障害児療育※の充実

● 現状と課題

就学前障害児療育については、本市では、妊産婦や乳幼児の健康診査や相談事業を通じて、障害や発達に課題のある子どもの早期発見・支援に取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害のある子どもの保護者自身が特に支援してほしいことは、「保護者が急な病気などにより、介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も多く、「経済的支援」「障害や発達に関すること、福祉サービスなどについて、学び考える機会」などが多く、障害のある子どもと家庭の支援が重要です。

また、近年は、全国的に発達に課題のある子どもの増加が指摘されており、一人ひとりの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育が求められています。

障害のある子どもが将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮していけるように、早期発見を担う母子保健活動等との連携はもちろん、療育相談・療育支援や教育相談機能の充実により、障害のある子どもを持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、障害の受容や障害に対する知識の情報提供等のサポートや相談体制を充実していく必要があります。

特に、乳幼児期の障害については、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細かな相談や療育支援を継続的に行っていくことが必要です。

取組の方向性

保健・医療・福祉の密接な連携のもと、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといたった流れが連続性をもって行われるよう、地域における療育の充実を図ります。

1 健康診査・健康相談の充実

- 健康づくりを充実するために、疾患や障害の予防、早期発見のための健診・相談を引き続き実施するとともに、健診内容の充実を図ります。健診の未受診者に対しては、疾病や障害の早期発見や虐待予防の観点から受診勧奨を行い、全数把握に努めます。
- 精神発達面についても課題把握のツールをマニュアル化し、さまざまな疾患や障害の早期発見ができるように取組を進めます。
- 保護者を取り巻く社会情勢や育児環境などに合わせた保健指導を行うことができるよう、職員のスキルアップに努めます。

2 相互連携の強化による情報の共有化

- 保健、医療、福祉、教育の関係機関がより緊密に連携し、事例検討を共同で実施することにより障害の早期発見、早期対応、情報の共有、支援の役割分担を行うとともに、支援プランを共有し、ケースに合わせた一貫した支援を行います。
- 「こども家庭センター」の立ち上げに伴い関係機関による情報共有と支援体制がより強化されるため、障害の早期発見、早期対応、保護者支援の充実を図ります。

3 専門職員による支援体制の充実

- 多種多様な複雑化する相談業務に対応するため、研修会への積極的な参加を促し、専門職員のスキルアップに努め、支援体制を強化します。

4 事故の防止と疾病予防の啓発

- 各種教室、健康診査、健康相談、広報紙等を通じ、事故防止や疾病予防の意識の向上を図ります。

5 島田市要保護児童対策地域協議会障害児等療育部会の開催

- 要支援・経過観察ケースの中で、障害が認められ、発達に配慮が必要と思われる児童と、養育能力などに課題があり子育てに苦慮している保護者等について、関係機関が連携を継続し家族調整を行う必要がある場合、情報共有と役割分担、今後の支援について検討します。

6 障害のある子どもを育てる家庭への支援

- 保護者が、わが子に障害があることを受け入れるまでには時間を要することが多いため、丁寧に寄り添い、その家庭を支えていくよう関係機関が連携し、適切な情報提供を行いながら必要な支援へつなげます。
- 市担当職員が、全園を対象とした園訪問（巡回相談）事業を継続し、必要に応じて、保護者や園と話し合いの場を設けます。

7 療育※指導の充実

- 健診・相談、継続的な保育所等への訪問を実施し、支援を必要とする場合は、適切な療育につながるよう関係機関と連携強化を図ります。
- 「こども発達支援センター」については、地域における中核的な支援施設として位置づけ、重厚的な地域支援体制の構築を図り、障害のある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 「こども家庭センター」の開設により、児童福祉機能と母子保健機能が一体となることから、より連携を強化し、妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、切れ目のない相談・支援を実施します。
- 行政及び地域の関係機関が連携を強化し、さまざまな複合化・複雑化する課題に対して、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 保育所等における支援の質を向上させるため、職員研修会を開催します。

8 障害のある子ども及び発達が気になる子どもの相談の充実

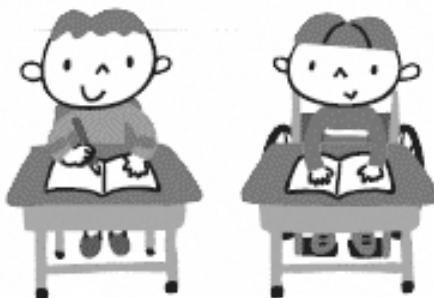
- 乳幼児健康診査、療育※教室及び保育所等への訪問、関係機関との連携などにより、各機関が障害のある乳幼児・発達の気になる乳幼児の把握に努め、専門スタッフによる相談・経過観察を行います。
- 相談窓口については、常に対応可能な受付体制を確保していくとともに、オンライン相談も可能な「しまいく+（ぷらす）」を周知し、より相談しやすい環境づくりを進めます。
- 個別ケース検討会を通して、子どもと家族に適した支援方法について関係機関と検討します。
- 保育所等から小学校への接続期や義務教育終了後、就学後の支援が途切れないように、発達障害に係る相談窓口の周知とワンストップ相談ができるような専門相談員の配置及び養成を行うとともに、サポートファイルやシステムを活用した継続支援体制を整備します。
- 妊産婦や子ども、子育て世帯への相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」が中核となり、障害のある子どもを支援する担当部署や行政以外の関係機関とも連絡を密にすることによって、個別の支援体制の強化を図っていきます。

9 障害のある子どもとその家族を支える福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスを利用する子どもとその家族に対し、障害児支援利用計画を作成し、子どもとその家族が安心して生活できるようサポートしていきます。
- 障害福祉サービスを通して、障害のある子どもの療育や家庭生活の支援の中で保護者を支えていきます。

10 医療的ケア児への支援

- 「島田市医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」に基づき、関係機関で協議の上、市内保育所、認定こども園、地域型保育所での医療的ケア児の受け入れを進めます。



(2) インクルーシブ教育※システムの構築に向けた特別支援教育※の充実

● 現状と課題

障害のある児童生徒への教育の充実に向けて、本市では、教職員を対象とした特別支援教育研修会の開催や、公認心理師による学校巡回訪問や保護者面談、巡回方式での発達検査、「ことばの教室」「いずみの教室」の実施などに取り組んできました。

近年、特別支援学級※在籍者数は増加しており、個々の教育ニーズに対応できるような教育環境を整備していく必要があります。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、通園、通学する上で重要なことは、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」「就学相談や進路相談の充実」「放課後や長期休暇などに一時預かりができる場所の充実」などが多くなっています。

また、我が国においては、障害者権利条約に関する国連の権利委員会による審査が令和4年に行われ、総括所見改善勧告の中に、インクルーシブ教育に関する勧告が含まれており、「障害者基本計画（第5次）」では、インクルーシブ教育システムの一層の推進が示されています。

本市においても、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、個々のニーズに応じ、適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮※の提供等の一層の充実を図る必要があります。

取組の方向性

インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒が個々の教育的ニーズに応じた支援・指導を受けることができるよう特別支援教育を充実させます。

1 障害児教育の推進

- 小中学校の教員対象に障害のある子どもへの理解を深める研修や、保育所等と小学校が連携を図るための合同研修会を開催します。
- 子どもたち一人ひとりのニーズに合わせられるよう特別支援学級の 신설、増設等、支援体制を整えていきます。
- 保育所等の施設長連絡協議会において、特別支援教育及び就学支援への理解や協力を要請していきます。

2 個別の指導計画及び教育支援計画の活用

- 個別の指導計画及び教育支援計画を活用し、障害のある児童生徒等が適切な指導や必要な支援を受けられるように取り組みます。

3 通級指導教室※（「ことばの教室」「いずみの教室」）の充実

- 構音障害、言語発達障害、吃音等の障害のある子どもの指導にあたる通級指導教室「ことばの教室」と、自閉症スペクトラム障害（ASD）※、注意欠如・多動症（ADHD）※、学習障害／限局性学習症（LD）※等の発達障害※のある子どもを対象とした通級指導教室「いずみの教室」の指導体制の充実を図ります。サテライト方式も引き続き実施します。
 - 「ことばの教室」「いずみの教室」への増加するニーズに対応できるように、教員の養成に取り組みます。
-

4 専門家・関係機関との連携

- 特別支援教育※研修会での情報共有、臨床（発達）心理士による巡回相談、特別支援教育専門家による事例検討会議の実施等、発達障害のある子どもへの支援を充実させるために専門家・関係機関との連携を図ります。
-

5 就学支援委員会の充実

- 障害のある子ども及び発達が気になる子ども一人ひとりに適正な就学指導を行うため、障害のある幼児、児童、生徒の就学指導及び支援に関する専門的知識を有する者、心理学の専門的知識を有する者、医師、教員により組織する就学支援委員会の充実を図ります。
-

6 特別支援教育専門家チームの設置

- 小中学校の普通学級に在籍する発達障害と思われる子どもについて、望ましい教育的対応や指導を行うため、大学教授、心理学の専門的知識を有する者、教員などで構成する特別支援教育専門家チームを設置し、必要な支援を検討します。
 - 困難を有する事例に対しては、特別支援教育専門家チームが必要に応じて授業参観を行い、適切な支援を検討します。
-

7 障害のある児童生徒等が関わるいじめの防止や早期発見等

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえ、いじめの早期発見や防止等のための適切な措置を講じます。
-

8 障害児放課後活動支援事業の充実

- 関連事業所とともに、障害のある児童生徒の放課後の生活の場づくりの推進と、遊びを通じた子どもの自主性・社会性・創造性の向上を図ります。
 - 放課後の生活の場が、子どもにとって最善の利益となり得る視点を常に意識し、保護者との信頼関係を築くとともに、子どもの発達過程を理解した支援に努めます。
 - 保護者向けに、放課後等デイサービスの目的や利用方法等の内容が盛り込まれた冊子を配布するなど、福祉サービスの適正な利用についての周知を図ります。
 - 放課後児童クラブにおいても、支援が必要な児童の受入れができるよう、支援員の研修等によりクラブの質の向上に努めます。
 - 障害児通所支援を利用する子どもとその家族に対し、障害児支援利用計画を作成し、子どもとその家族が安心して生活できるようサポートしていきます。
 - 教育と福祉との連携を促進することにより児童生徒の指導や支援の充実を図ります。
-

9 就学前から学齢期までの支援の継続

- 障害のある子どもが身近な地域で、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を受けられるよう、通園先から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高校へと引継ぎを確実にし、切れ目のない支援を行っていきます。
- 発達障害の相談体制を関係機関で整備し、発達に課題を抱えた子どもの早期発見、支援や子どもを取り巻く家庭教育における悩みを相談できる体制を就学前から学齢期に継続していきます。

10 学校施設の整備

- 改築を行う学校施設にユニバーサルデザイン※を取り入れるとともに、既存の学校施設にも段差解消や洋式トイレ、多目的トイレ設置等のバリアフリー※改修を行うよう検討します。

11 進路支援の充実

- 特別支援学級※を含む全ての生徒がその能力・適正等に応じて進路を選択できるよう、進路相談を含めたキャリア教育の充実を推進します。

12 医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育支援

- 医療的ケアを必要とする児童生徒や病気療養児など、長期入院を余儀なくされている児童生徒が教育を受けたり、他の児童生徒と共に学んだりする機会を確保できるよう、医療機関等と検討していきます。



参考資料

【特別支援学級の配置状況】 (学級数)

	平成29年5月現在			令和5年5月現在			
	知的	自閉症・情緒	肢体	知的	自閉症・情緒	肢体	
小学校	島田第一小	2	1	0	5	2	0
	島田第四小	2	1	0	2	3	0
	六合小	2	1	0	3	2	1
	大津小	-	-	-	1	0	0
	初倉小	1	1	0	2	1	0
	島田第五小	-	-	-	1	0	0
	六合東小	-	-	-	2	2	0
	金谷小	1	0	0	2	2	0
	川根小	1	1	0	1	1	0
	合計	9	5	0	19	13	1
	平成29年5月現在			令和5年5月現在			
	知的	自閉症・情緒	肢体又は弱視	知的	自閉症・情緒	肢体又は弱視	
中学校	島田第一中	1	1		2	1	0
	島田第二中	1	2	肢1	2	2	0
	六合中	2	0		2	2	0
	北中	1	0		-	-	-
	初倉中	1	1		1	1	0
	金谷中	2	1		1	1	0
	川根中	1	1		1	1	0
	合計	9	6	0	9	8	0

基本目標7 つたえる・しる（情報・コミュニケーションの充実）

（1）情報アクセシビリティ※の向上

●現状と課題

情報アクセシビリティについては、本市では、ICT※機器やソフトの整備の支援、視覚障害のある人向けの音訳、点訳、音声コードなどの活用に取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、福祉に関する情報の入手先は、「市や社会福祉協議会などの広報紙」が最も多いものの、年齢別では、18歳未満及び18～64歳は「インターネット（SNS※やホームページ）」が2割台半ばと65歳以上の割合を大きく上回っています。

国においては、障害のある人があらゆる分野における活動に参加するためには、必要とする情報を取得し利用して、円滑に意思疎通を図れることが極めて重要であることから、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※が令和4年5月に施行されました。

本市においても、障害のある人が地域で生活していくために必要な情報が、さらに的確かつ広範に伝わり、使いやすくなるように一層の配慮に努める必要があります。

取組の方向性

情報格差をなくし、個人の選択性を広めることができるように、情報アクセシビリティの向上に取り組めます。

1 インターネットを活用した情報の提供

- 利用者の環境に左右されない、誰にでも利用しやすいよう配慮したホームページを作成し情報提供を行います。
- 各コンテンツのチェック・アクセシビリティの精度向上のため、ホームページ作成・編集について各所属へ周知と指導を行います。

2 ICT機器やソフトの整備の支援

- 障害のある人がICT機器を利用する場合の、機器の情報や活用方法などの支援を行います。また、視覚や上肢に重度の障害のある人がICT機器を使用するにあたり、周辺機器等の購入費の一部を助成します。

3 視覚に障害のある人への音訳・点訳等による情報の提供

- 視覚障害のある人に対しては、音訳、点訳、音声コード等を活用し、行政情報の提供を図るとともに代読サービスの早期実施に向け、職員やボランティア※の技能・技術の習得に努めます。新規の利用者が少ない状況にあることから、事業内容は継続していくものの、利用に関して視覚障害のある人への周知方法を改善していきます。
 - 聴覚障害のある人に対しては、「耳マーク」の掲示、筆談の活用により、利用しやすい環境の整備に努めます。
 - 図書館においては、点字・音訳・DAISY※図書や大活字本などの情報提供に努めます。
-

4 地域活動支援センターを活用した情報の提供

- 地域活動支援センターで実施する相談事業、社会交流事業等を通じ、障害のある人それぞれの特性に合った情報の提供に努めます。また、同センターの積極的な情報発信に努めるとともに、事業実施法人と協議し、さらなる利用者の拡大を目指します。
-

(2) 意思疎通支援の充実

● 現状と課題

意思疎通支援にあたっては、本市では、手話通訳者[※]や要約筆記者[※]の養成・派遣、コミュニケーション支援に関する用具の給付などに取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、コミュニケーションや情報伝達が難しいと感じるときは、「初めて行くところに出かけるとき」が最も多く、「病院にかかったとき」「地域の行事に参加するとき」なども多くなっています。

視覚・聴覚・言語機能などの障害がある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

また、パソコンなどICT[※]機器の利用に対する障害のある人のニーズは高く、ICTを活用した障害のある人のコミュニケーション支援の充実なども検討が必要です。

取組の方向性

障害や難病[※]のため意思疎通を図ることに支障がある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるための取組を推進します。

1 手話通訳者の養成・派遣

- 手話を言語とする聴覚障害者の生活の質を向上させていけるよう、聴覚障害のある人の通院や社会参加等を支援し、社会生活上必要な情報の取得を保障するため手話通訳者の派遣事業を引き続き実施します。
- 手話奉仕員養成講座を実施し、通訳者養成につなげていきます。

2 要約筆記者の養成・派遣

- 聴覚障害のある人の社会参加を支援するため、要約筆記者の派遣に関する事業を実施します。
- 難聴者数に対して利用者数が少ないことから、要約筆記をより多くの方に知ってもらえるよう、制度について引き続き市の広報紙などでの周知に努めるとともに、市関連行事での要約筆記者の活用を図ります。

3 コミュニケーション支援に関する用具の給付

- 視覚・聴覚・言語機能に障害のある人などに対し、意思伝達や情報収集を支援する日常生活用具や補装具の購入費の一部助成を行います。

4 絵記号等の普及及び理解の促進

- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。



基本目標8 くらす（福祉・保健・医療サービスの充実）

（1）障害福祉サービスの充実

● 現状と課題

障害福祉サービスについて、本市では、障害のある人や家族の相談に随時応じ、必要なサービスを適切に受けられるよう関係機関へつなげるとともに、地域自立支援協議会*でサービスの基盤等について検討を行うなど、サービスの充実に向けて取り組んできました。

しかし、障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害福祉サービスの改善すべき点は、「サービスについての情報がない」「制度や手続きがわかりにくい」などの意見が多くみられます。

障害者福祉制度は、平成15（2003）年に「措置制度」から「支援費制度」に大きく転換され、その後も制度の改正や新たなサービスの開始などにより複雑化しているという指摘もあります。

支援を必要とする障害のある人が、住み慣れた地域で生活を続けていくために、個々のニーズに応じた適切なサービスを利用できることが大切です。障害の重度化・重複化や障害のある人・介護者の高齢化等により多様化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービス事業者とも連携しながら、サービスの種類・量・質の向上にも取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人に対するサービスの中核である障害福祉サービスの提供は、障害者総合支援法*に規定されていますが、地域の実情に応じた障害福祉サービスを補完するサービスの提供も重要です。

取組の方向性

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

1 障害福祉サービスの提供

- 在宅で生活する障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、居宅介護、重度訪問介護をはじめ各種障害福祉サービスを適正に提供するとともに、地域相談支援により、病院や施設から地域生活への移行を支援します。
- 重症心身障害児者*の日中の通所先が今後不足していくことなどの課題については、関係機関が連携し、地域自立支援協議会で検討するなどして対応していきます。
- 県や病院の相談員との連携により、障害福祉サービスが必要な難病*患者につながるよう支援していきます。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際、福祉・介護双方の相談員やケアマネジャーなどと連携してケア会議等を開催し、円滑な移行に努めます。

2 地域生活支援事業の充実

- 地域の実情やニーズに合わせ、障害のある人の日中受入れ、日中活動の場の確保、外出支援、日常生活を送る上で必要な用具の給付など必須事業のほか、任意事業として日常生活支援、社会参加支援等を行い、地域生活支援事業の充実を図ります。
- 介護保険が利用できない人で、入浴が困難な身体や知的等に障害のある人を対象に、在宅生活の向上と介護者の負担の軽減を図るため、訪問入浴を引き続き実施します。
- 相談員を中心に生活状況の把握に努め、適切な入浴方法を提案していきます。

3 配食サービス事業の実施

- 障害のある人に栄養バランスのとれた昼食を定期的に提供するとともに安否確認を行い、自立した生活を支援します。
- 相談員を中心に生活状況の把握に努め、適切な配食サービスの提供をします。

4 ふれあい収集事業の利用の促進

- 障害のある人のみで構成される世帯を対象に、家庭を訪問し、粗大ゴミ及び日常の家庭ゴミの収集を行います。環境課との連携により、適切な利用を支援します。

5 経済的援助制度及び各種障害者手帳交付制度の周知徹底

- 障害のある人やその家族の経済的な安定を図る目的から、手当、年金、医療費助成等の経済的援助制度について、市の広報紙などでの周知を図ります。
- 窓口やホームページでの案内のほか、重度心身障害者等の受給者証の更新時期には市の広報紙にも掲載します。また、当事者の集会などの場で制度の周知を行うとともに、関係機関に情報を提供し、障害のある人が制度を知る機会を増やしていきます。
- 乳児期の健診から継続的に支援を行い、必要に応じて障害者手帳取得につなげるとともに、手帳の交付時に、ガイドブックなどにより福祉サービスの内容の周知を図ります。また、障害者手帳交付時だけでなく、わかりやすく丁寧な説明で随時対応していきます。

6 福祉人材の育成・確保

- 障害福祉サービスが安定して受けられるよう、サービスを提供する事業所の人材や運営状況の実態を把握します。
- 多くの人に福祉分野への就労が促進されるよう、福祉職のイメージアップをはじめ、ハローワーク等と連携した取組を行います。
- 専門的な知識を有する人材の確保や保健福祉関係職員の資質の向上を図るための研修会を開催します。また、福祉人材の確保に向けて、近隣2市2町または志太榛原圏域で連携を図り、量的な確保のみならず、質的な向上に重点を置いた対策を推進していきます。

(2) 住まいの場の確保

● 現状と課題

住まいの場については、本市では、住宅改造に関する情報の提供やグループホームの設置などに取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、今後の生活の希望は、「家族と暮らしたい」が最も多くなっていますが、障害種別では、精神障害のある人は「ひとり暮らしをしたい」が他の障害種別よりも割合が高く、障害種別による違いがみられます。

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、その基盤となる住まいの確保・充実が重要です。

一人ひとりの暮らしの希望に応じた住まいが確保できるように、関係部署と連携して取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいの確保、バリアフリー※に対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進します。

1 居宅生活動作補助用具の助成

- 手すり、段差解消等の改修費用を助成し、住環境の改善の支援を行うとともに、助成制度の周知を図ります。

2 市営住宅への受入れ推進

- バリアフリー化された住戸等に優先的に入居できるよう配慮し、障害のある人の入居を推進します。
- 入居者の家賃算定においては、障害者控除等の該当者が適正に控除を受けることができるよう配慮します。

3 グループホーム等居住型福祉施設の整備や住まいの場の確保

- 施設整備にあたっては、地域で生活しながら社会復帰や自立を目指す障害のある人の生活の場として、地域との自然な交流を図ることができる場所が選定されるよう、障害福祉事業者と協力していきます。

4 多様な住まいの場の確保

- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティネット制度の活用を推進し、バリアフリー化を含めた住宅の改修、入居者負担の軽減等により、民間賃貸住宅などへの円滑な入居を促進します。

(3) 相談・生活支援体制の強化

● 現状と課題

相談・生活支援体制については、本市では、障害のある人の地域生活を支援するため地域自立支援協議会※を開催するとともに、令和4年度に重症心身障害児者支援部会を立ち上げ、地域課題解決に向けた活動を行いました。また、近隣2市2町で「基幹相談支援センター※」を設置し、重層的な相談支援体制の構築に取り組みました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、障害に関する相談で困っていることは、「どこに相談したらよいのかわからない」が比較的多くなっていますが、前回調査よりも割合は低下しています。

自分以外の家族などに関する心配ごとについては、「ある」が3割弱となり、具体的な内容としては、家族の身体的・経済的負担や健康に関すること、また親が亡くなった後の生活に不安を感じている記載が多くみられます。

障害のある人や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況、意向などを踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供等の支援ができるよう、各分野で専門性を生かした相談支援を行うとともに、各機関が相互に連携して、一体的な相談対応が行えるような体制整備が求められています。

また、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるように、さまざまな障害特性に対応した総合的な相談支援を提供する体制の整備が必要です。

取組の方向性

障害のある人やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、多様化・複雑化する相談に重層的に対応できるように他分野との連携強化を図ります。

1 福祉サービスの利用にあたっての周知と支援

- 障害のある人や家族に対し、福祉サービスの利用方法や必要な情報について、市相談窓口や外出困難な方への訪問による相談等を通じてわかりやすく提案し、活用できるよう支援していきます。

2 障害者団体への支援

- 障害のある人のために各種事業を行う障害者団体の活動を引き続き支援するとともに、必要な情報の提供を行います。

3 関係機関との連携

- 障害のある人に関する施策の実施にあたっては、医療、労働、教育等の各関係機関との連携を図るとともに、地域の協力も得ながら推進します。また、連携強化や適切な対応のための地域の見守りの充実を図ります。
 - 地域自立支援協議会[※]や部会においては、障害福祉に係る事業者、当事者、学識経験者などのメンバーが連携し、今後の障害のある人を取り巻く環境の変化に伴い、部会の再編なども検討しながら、地域課題に対応していきます。
 - 地域生活支援拠点等の設置・運営が円滑に進むように、関係機関への説明や調整を行います。
-

4 相談機能の充実

- 近隣2市2町で設置した「基幹相談支援センター[※]」の円滑な運営と周知を行うとともに、「子ども家庭センター」「高齢者あんしんセンター」と連携を深め、子どもから高齢者までの相談機関が協力し、障害のある人の年齢段階に応じた支援体制の強化に努めます。
 - 福祉課への相談員の適正な人員配置や、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員の設置を継続するとともに、法人等の民間活力を活用し、相談機能の充実を図ります。
 - 研修の受講等により相談員のスキルアップとともに、関係機関と連携を図ります。
 - 断らない支援を提供するため、重層的相談支援体制の整備に向けて関係部署と協議調整を行います。
-

5 地域移行・地域定着の推進

- 長期入院者や障害者支援施設入所者の地域生活を促進するため、地域の支援者とともにケア会議等を開催します。また、地域理解促進のための民生委員・児童委員[※]との研修会を開催するほか、介護保険サービスとの両立など、地域包括ケアシステム[※]の推進に努めます。
-

6 ヤングケアラー[※]を含む家族支援

- ヤングケアラーなどの家族が抱えるさまざまな課題に対応していくため、的確な状況把握を行い、福祉・保健・医療・教育など関係部署及び関係機関と連携しながら、必要なサービスや制度の利用につなげるなど、障害のある人のみならず家族全体の包括的な支援に努めます。
-

(4) 適切な保健・医療サービスの充実

● 現状と課題

保健・医療サービスについては、本市では、一人ひとりの状態に応じたサービスを関係機関と協議して提供するなど、地域包括ケアシステム^{*}の推進に取り組んできました。また、歯科健康教育による健康づくりや疾患予防及び治療のための支援などにも取り組みました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、医療機関への受診で困ることは、全体的に割合は低くなっていますが、「医療費や交通費の負担が大きい」「医師とのコミュニケーションがとりづらい」といった回答が比較的多くみられました。

障害のある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくためには、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けられることが重要です。

障害のある人が受診しやすいよう、地域における保健・医療提供体制の充実とともに、それぞれの特性に応じた適切な対応が重要です。特に精神疾患や難病^{*}、医療的ケア児等、症状の変化や進行などにより状態が不安定な人については、きめ細かな対応が求められています。

また、定期的な診察を必要とする場合は、医療機関の情報提供や医療相談の充実が必要です。

さらに、障害の重度化、重複化及び高齢化の進展、医学的管理を必要とする人の増加など、家族や患者の医療に係る負担は多大なものがあります。このため、医療費の助成による経済的負担の軽減が重要です。

取組の方向性

保健・医療との連携を強化し、早期に適切な医療を継続的に受けられる体制づくりと、地域移行・社会復帰への支援の充実を図ります。

1 医療費助成制度の周知

- 重度心身障害者医療費助成については、受給者証を提示することによって医療費が給付される自動償還払いを引き続き実施します。
- 自立支援医療（更生医療・育成医療^{*}・精神通院）や精神障害者入院医療費助成についても引き続き実施し、冊子を用いた説明や通知の送付により制度の周知を図ります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実

- 誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護等が包括的に確保されたシステムを構築します。
- 定期訪問による見守り、障害福祉サービス事業者への情報提供、利用の支援等により、関係機関と連携して、精神障害のある人にも個別の対応を行います。

3 社会復帰への支援の充実

- 地域における社会復帰の場となる社会資源等を確保し、地域活動支援センター、訪問指導、訓練事業などにより、障害のある人の社会復帰への支援の充実を図ります。
-

4 医療機関との連携強化と環境の整備

- 医療的ケアが必要な障害のある人・子どもが継続して受診できるよう、訪問等の支援を行い、訪問支援事業の推進に努めます。
 - 障害のある人の二次障害の予防や健康保持・増進のため、安心して適切な医療を受けられるよう各医療機関との連携を図るとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、引き続き協力を要請します。
-

5 早期受診への支援体制の充実

- 精神疾患を疑う症状があっても本人や家族は不安が大きく受診へと結びつかないことが多いことから、相談業務により病気の理解を促し、受診への支援を行います。
-

6 予防接種の推進

- 感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、予防接種の周知に努め、接種率の向上を図ります。
-



第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 施策の進捗確認

本計画の推進について、必要な調査や進捗確認・評価、審議を行うため、地域自立支援協議会^{*}で本計画の進捗状況を確認し、障害福祉施策に反映していきます。

(2) 専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア^{*}団体等との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開していくためには、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、民生委員・児童委員^{*}、社会福祉協議会^{*}、その他市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域の多様な主体と相互に連携を図ります。

また、あらゆる機会に障害のある人や家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させることに努めるとともに、当事者と行政が連携して各種障害者施策を推進していく体制づくりに努めます。

(3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。

今後の制度改正等を踏まえ、国や県と連携して本計画を推進するとともに、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

(4) 市民総参加による計画の推進

本計画の推進には、多くの市民の参加が必要です。

そのため、自治会や地区社協と連携しながら市民に広く理解と協力を求め、市民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる者が連携・融合し、地域の特性を活かした福祉の輪を広げることにより計画を推進します。

2 計画を推進するための各々の役割

(1) 行政の役割

本計画は、障害のある人もない人も、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指す総合的な計画です。施策・事業の実施にあたっては、障害のある人とその家族のニーズを的確に把握し、重点的に取り組むべき施策を決定し、実現に向けて必要な財源の確保と施策・事業の確実な実施に努めるとともに、障害のある人のニーズに十分応えられるような横断的な庁内の協力体制を築き、教育・就労・住宅・生活環境など、総合的な取組を推進します。

さらに、「障害者基本法※」「障害者総合支援法※及び児童福祉法※」「介護保険法※」などの関連する法制度について周知を図るとともに、障害のある人が自らサービスの選択・決定ができるよう、情報提供や相談体制、意思決定支援の充実を図ります。

(2) 障害者団体の役割

障害者団体は、障害福祉に対する取組について、行政と連携し、市民や学校、地域団体等に対する啓発を行うとともに、団体の紹介を通して周知を図り、障害のある人が地域で孤立することのないように、会員同士の交流などを充実させていく必要があります。

(3) 市民の役割

災害などの緊急時に備えることを含め、地域社会や地域福祉に関心を持つとともに、近隣住民や自治会等と良好な関係を保ちましょう。

生活する上では、障害のある人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、障害の特性や合理的配慮についての理解を深め、地域に住む人が相互に理解し尊重しあうことに努めましょう。

障害のある人自身は、できる限り（無理のない範囲で）、地元の行事や避難訓練等に参加するなど、地域社会とつながりを持ちましょう。

3 計画の進行管理と評価

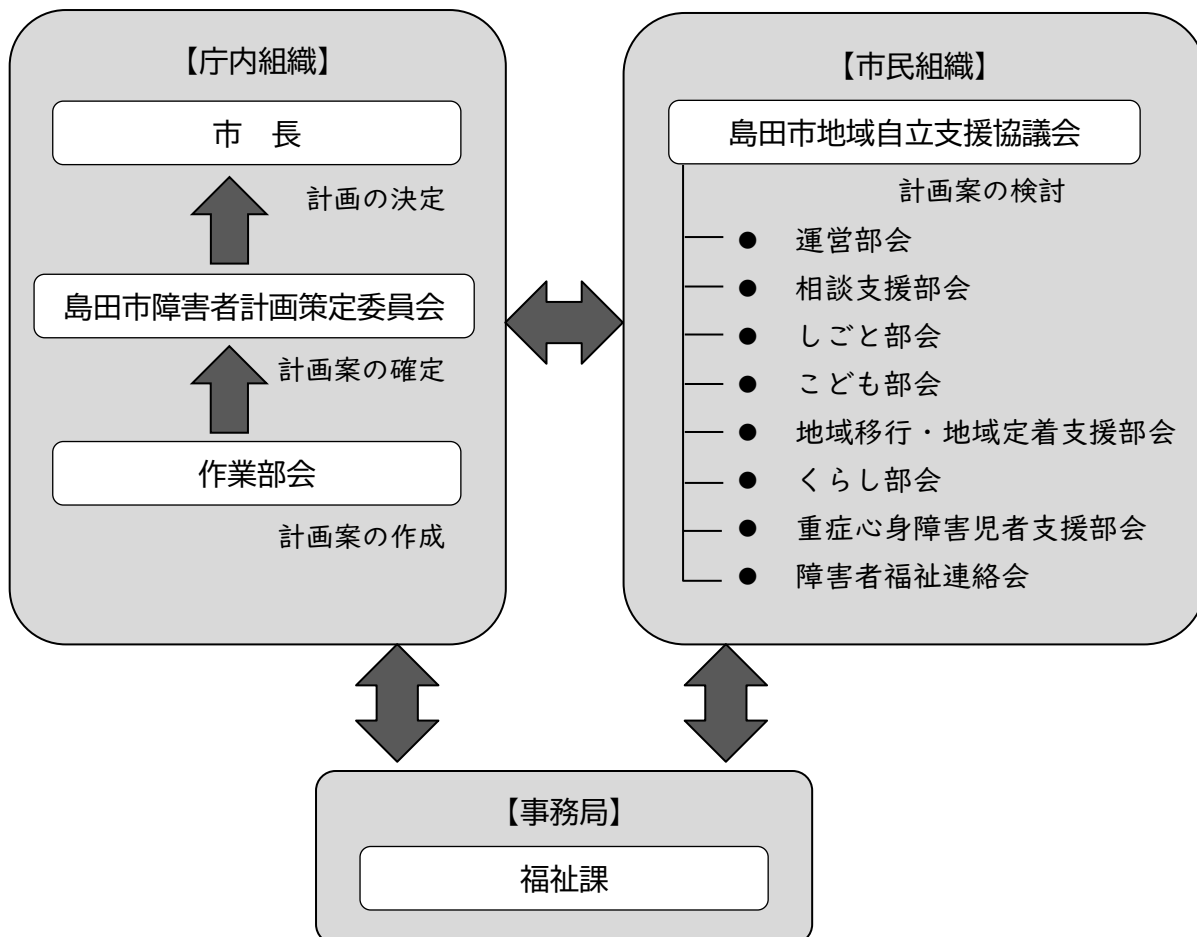
本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、障害のある人やその家族のニーズに適応した施策を効率的、効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障害者施策の動向、障害のある人の意識やニーズの変化に対応して施策を展開していくことが大切です。

このため、計画策定後も定期的に市の取組を評価するとともに、計画的な運用に努めます。

資料編

1 島田市障害者計画策定組織体制



2 島田市障害者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 島田市障害者計画（以下「計画」という。）を策定するため、島田市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に関する施策についての調査研究、総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他計画等に関する連絡・調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別記第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は健康福祉部福祉課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(作業部会)

第5条 委員会が調査研究を行うに当たり、必要な意見及び資料の収集その他の作業を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会員は別に定める関係機関の職員で組織する。

(設置期間)

第6条 この要綱に基づき設置された委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、計画策定の日をもって解散する。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

別記第1（第3条関連）

健康福祉部長、戦略推進課長、広報課長、危機管理課長、市民協働課長、生活安心課長、環境課長、福祉課長、長寿介護課長、包括ケア推進課長、健康づくり課技監、子育て応援課参事、保育支援課長、商工課長、都市政策課長、すぐやる課長、建築住宅課長、人事課長、教育総務課長、学校教育課長、スポーツ振興課長、図書館課長、DX推進課長

3 島田市地域自立支援協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、島田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。併せて関係機関によるネットワークの構築を図り、障害児・者の福祉、教育、保健、医療、就労等に関する情報の共有化を行う場及び総合的なサービス調整の場として位置付けるものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例の協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (4) 島田市障害者計画及び島田市障害福祉計画の検討、評価に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会委員は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 自治会関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 医療関係代表者
- (5) 教育関係代表者
- (6) 就労関係代表者
- (7) 障害者代表者
- (8) 障害関係団体
- (9) 学識経験者
- (10) 社会福祉法人関係者
- (11) 関係行政機関の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、年2回の定例会と必要に応じて開催する臨時会とする。
(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
(部会)

第9条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
(個人情報の保護)

第10条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第11条 この協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において行うものとする。
(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

4 島田市地域自立支援協議会委員名簿

順不同、敬称略

選出区分	団体名・事業所名	役職	氏名
学識経験者	静岡福祉大学	教授	長坂 和則
障害者代表者			原田 君江
障害者代表者			古橋 晶枝
障害関係団体	島田市手をつなぐ育成会	会長	杉本 斉
障害関係団体	島田市身体障害者福祉会	会長	齊藤 充史
自治会関係者	島田市自治会連合会	常務理事	大石 寿男
地域福祉関係者	島田市民生委員・児童委員協議会	副会長	杉村 行子
相談支援事業者	社会福祉法人 こころ	理事長	菅原 小夜子
医療関係代表者	一般社団法人島田市医師会		田代 修司
教育関係代表者	島田市学校教育課	指導主事	田中 理絵
就労関係代表者	島田公共職業安定所	統括職業指導官	田中 美幸
相談支援事業者	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園	理事長	長澤 道子
社会福祉法人関係者	社会福祉法人島田市社会福祉協議会	主幹	持塚 新次
関係行政機関職員	島田市立総合医療センター	室長	樽松 常彦
発達障害者支援機関	静岡県中西部発達障害者支援センター COCO	センター長	櫻井 郁也

5 策定経過

年月日	会議等	内容
令和4(2022)年 12月10日～ 令和5(2023)年 1月4日	島田市障害者計画策定に係る アンケート調査及び障害者雇 用に関するアンケート調査の 実施	(調査概要及び結果等については、計画書 15～28ページ参照)
7月4日	第1回 島田市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定組織体制について ● 障害者計画概要について ● 第4次障害者計画の進捗状況について ● アンケート調査結果及び第5次障害者計 画(案)について ● 策定スケジュールについて
7月13日	第1回 島田市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部会の令和5年度活動方針及び活動状 況について ● 第4次障害者計画の進捗状況について ● 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 祉計画の進捗状況について ● 第5次障害者計画の策定について 等
7～8月	障害者団体、障害福祉サービ ス事業所等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査概要及び結果等については、計画 書30～31ページ参照)
8月5日	市民ワークショップ	(開催概要及び結果等については、計画書29 ページ参照)
10月23日	第2回 島田市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次障害者計画案の検討について ● 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福 祉計画の中間報告について ● 地域生活支援拠点等の整備について
12月18日	第3回 島田市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次障害者計画案の検討について ● 第7期障害福祉計画案及び第3期障害児 福祉計画案について
12月20日	第2回 島田市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次障害者計画案について ● 今後のスケジュールについて
令和6(2024)年 1月4日～ 2月5日	パブリック・コメント	
3月11日	第4回 島田市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次障害者計画案及び 概要版案について
3月22日	第3回 島田市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次障害者計画案及び 概要版案について

6 策定の実施体制

施策	取組	市等の窓口[担当課]
基本目標1 みとめあう（相互理解・相互尊重の普及）		
(1)権利擁護の推進、差別・虐待の防止	1 広報・啓発活動の推進	福祉課、広報課
	2 障害のある人と障害のない人との交流の促進	福祉課
	3 虐待・差別のない社会づくりの推進	福祉課、包括ケア推進課 子育て応援課
	4 障害のある人に対する合理的配慮の推進	福祉課、人事課
	5 成年後見制度の利用促進	社会福祉協議会、福祉課、包括ケア推進課
(2)福祉教育や交流教育の推進	1 交流機会の確保	福祉課
	2 交流教育の実施	福祉課、学校教育課
	3 小・中・高等学校での福祉教育の推進	社会福祉協議会、 学校教育課、福祉課
	4 共生社会や障害に対する理解を深めるための講座の実施	福祉課
	5 市職員等を対象とした研修の実施	人事課、福祉課、 学校教育課
基本目標2 つながる（社会参加の促進）		
(1)ボランティア等による地域福祉活動の推進	1 小・中・高等学校でのボランティア活動の推進	社会福祉協議会、 学校教育課
	2 社会福祉協議会によるボランティア活動の充実	社会福祉協議会
	3 ボランティア等の地域福祉活動に関する情報発信	社会福祉協議会、福祉課
(2)文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動等の充実	1 障害のある人に対する文化芸術活動への参加支援	福祉課
	2 障害者スポーツ大会の開催・支援	福祉課、スポーツ振興課
	3 スポーツ、レクリエーション施設のバリアフリー化	福祉課、スポーツ振興課
	4 スポーツ教室及びイベントにおけるパラスポーツの周知	福祉課、スポーツ振興課
	5 青年学級への支援	福祉課
	6 生涯学習環境の整備	社会教育課・図書館課
(3)社会参加の促進	1 障害のある人が社会参加しやすい体制づくり	戦略推進課、福祉課
	2 地域行事への障害のある人の参加促進	福祉課、市民協働課
	3 行事等開催にあたっての障害のある人への配慮	福祉課
	4 外出支援制度の実施	福祉課
	5 公共施設利用情報の提供や減免措置等の実施	施設管理担当課(福祉課)
	6 自動車改造費用の助成	福祉課
	7 交通機関の利用しやすい情報の提供や適切な配慮の推進	生活安心課、福祉課

施策	取組	市の窓口[担当課]
基本目標3 はたらく（雇用と就労の充実）		
(1)総合的な就労支援	1 障害のある人の就労に関する相談体制の充実	福祉課、商工課
	2 障害者雇用制度の周知及び利用の促進	福祉課、商工課
	3 雇用の場における障害のある人の人権の擁護	福祉課、商工課
	4 就労支援体制の充実	福祉課、商工課
	5 「島田方式」の確立と周知	商工課、福祉課
	6 法定雇用率達成に向けた取組の促進	福祉課、商工課
	7 就労に係る福祉サービスの充実	福祉課、商工課
	8 市における障害者雇用機会の充実	人事課
	9 障害のある人の職場体験の対応	人事課、福祉課
(2)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	1 市業務を委託することによる就労機会の提供	福祉課(委託業務担当課)
	2 民間への販路拡大	福祉課
	3 障害就労施設等の受注業務の支援	福祉課
	4 農福連携による就労支援の検討	福祉課、農業振興課
	5 柔軟な働き方の促進	福祉課
基本目標4 まもる（防犯、防災対策の充実）		
(1)日頃からの安心の備え	1 聴覚障害者災害時緊急情報提供事業（Fネット）による情報提供の充実	福祉課、危機管理課
	2 重度身体障害者等防災対策事業による助成	福祉課、危機管理課
	3 緊急通報システムの設置	福祉課、長寿介護課
	4 消費生活対策の充実	生活安心課
	5 防犯対策の推進	生活安心課
(2)災害時の体制の整備	1 避難行動要支援者の把握及び平常時の情報提供同意の促進	福祉課
	2 避難行動要支援者等の避難支援体制の充実	危機管理課
	3 防災訓練への参加の促進	危機管理課
	4 災害時福祉避難所の指定の拡大	福祉課、危機管理課
	5 防災知識の普及	危機管理課、福祉課
	6 要配慮者利用施設の避難体制の強化	福祉課、危機管理課
基本目標5 でかける（生活環境の整備）		
(1)利用しやすい交通の確保	1 コミュニティバスの利用の促進	生活安心課
	2 デマンド型乗合タクシーを含めた新たな公共交通の導入の推進	生活安心課
	3 福祉有償運送の実施の支援	福祉課、長寿介護課
	4 移送サービスの充実	福祉課
	5 タクシー料金助成制度の実施	福祉課
	6 重度障害者等移動車両貸出支援事業の実施	福祉課
	7 外出支援制度の実施	福祉課
	8 自動車改造費用の助成	福祉課
	9 交通機関の利用しやすい情報の提供や適切な配慮の推進	福祉課
(2)歩行空間、建物等のバリアフリー化	1 公共施設における福祉環境整備の推進	施設整備担当課(福祉課)
	2 歩行者の安全の確保	すぐやる課、生活安心課、都市政策課
	3 福祉施設利用案内	福祉課
	4 市の建築物等への意見の反映	施設整備担当課(福祉課)

施策	取組	市の窓口（担当課）
基本目標6 そだつ・まなぶ（障害のある子どもへの支援）		
(1)就学前障害児療育の充実	1 健康診査・健康相談の充実	健康づくり課
	2 相互連携の強化による情報の共有化	健康づくり課、保育支援課、子育て応援課、福祉課、学校教育課
	3 専門職員による支援体制の充実	健康づくり課、保育支援課、子育て応援課、福祉課
	4 事故の防止と疾病予防の啓発	健康づくり課
	5 島田市要保護児童対策地域協議会障害児等療育部会の開催	福祉課、健康づくり課、保育支援課、子育て応援課、学校教育課
	6 障害のある子どもを育てる家庭への支援	福祉課、子育て応援課
	7 療育指導の充実	健康づくり課、保育支援課、子育て応援課、福祉課、
	8 障害のある子ども及び発達が気になる子どもの相談の充実	健康づくり課、子育て応援課、保育支援課、福祉課、学校教育課
	9 障害のある子どもとその家族を支える福祉サービスの充実	福祉課、子育て応援課
	10 医療的ケア児への支援	保育支援課、健康づくり課、子育て応援課、福祉課
(2)インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実	1 障害児教育の推進	学校教育課
	2 個別の指導計画及び教育支援計画の活用	学校教育課
	3 通級指導教室（「ことばの教室」「いずみの教室」）の充実	学校教育課
	4 専門家・関係機関との連携	学校教育課、子育て応援課
	5 就学支援委員会の充実	学校教育課、健康づくり課、子育て応援課、保育支援課
	6 特別支援教育専門家チームの設置	学校教育課
	7 障害のある児童生徒等が関わるいじめの防止や早期発見等	学校教育課
	8 障害児放課後活動支援事業の充実	福祉課、子育て応援課
	9 就学前から学齢期までの支援の継続	子育て応援課、保育支援課、学校教育課、福祉課
	10 学校施設の整備	教育総務課
	11 進路支援の充実	学校教育課、福祉課
	12 医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育支援	学校教育課

施策	取組	市の窓口（担当課）
基本目標7 つたえる・しる（情報・コミュニケーションの充実）		
(1)情報アクセシビリティの向上	1 インターネットを活用した情報の提供	広報課
	2 ICT機器やソフトの整備の支援	福祉課
	3 視覚に障害のある人への音訳・点訳等による情報の提供	福祉課、図書館課
	4 地域活動支援センターを活用した情報の提供	福祉課
(2)意思疎通支援の充実	1 手話通訳者の養成・派遣	福祉課
	2 要約筆記者の養成・派遣	福祉課
	3 コミュニケーション支援に関する用具の給付	福祉課
	4 絵記号等の普及及び理解の促進	福祉課
基本目標8 くらす（福祉・保健・医療サービスの充実）		
(1)障害福祉サービスの充実	1 障害福祉サービスの提供	福祉課、長寿介護課
	2 地域生活支援事業の充実	福祉課
	3 配食サービス事業の実施	福祉課
	4 ふれあい収集事業の利用の促進	環境課
	5 経済的援助制度及び各種障害者手帳交付制度の周知徹底	福祉課
	6 福祉人材の育成、確保	福祉課
(2)住まいの場の確保	1 居宅生活動作補助用具の助成	福祉課
	2 市営住宅への受入れ推進	建築住宅課
	3 グループホーム等居住型福祉施設の整備や住まいの場の確保	福祉課
	4 多様な住まいの場の確保	福祉課
(3)相談・生活支援体制の強化	1 福祉サービスの利用にあたっての周知と支援	福祉課
	2 障害者団体への支援	福祉課
	3 関係機関との連携	福祉課
	4 相談機能の充実	福祉課、健康づくり課、子育て応援課、包括ケア推進課
	5 地域移行・地域定着の推進	福祉課、包括ケア推進課
	6 ヤングケアラーを含む家族支援	福祉課
(4)適切な保健・医療サービスの充実	1 医療費助成制度の周知	福祉課
	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実	福祉課、包括ケア推進課
	3 社会復帰への支援の充実	福祉課
	4 医療機関との連携強化と環境の整備	福祉課
	5 早期受診への支援体制の充実	福祉課
	6 予防接種の推進	福祉課、健康づくり課

7 用語解説

あ 行

- ICT
情報や通信に関する技術の総称。
- アクセシビリティ
施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
特に Web サイト上における、情報やサービスへのアクセスのしやすさのことをいい、高齢者や障害のある人を含めたあらゆる人が、どのような環境（騒音や明るさなどの周囲の環境）においても柔軟に Web サイトを利用できるようにすることを考慮する場合に使われる。
- インクルーシブ教育
障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現に向け、障害のある子どもの特性を踏まえた十分な教育が受けられるように合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害のある子どもとない子どもが共に学んでいく教育。
- SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
- NPO
さまざまな社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、法人格を取得した組織を特定非営利活動法人（NPO法人）という。
- Fネット
聴覚に障害のある人に対し、地震などの災害時、情報をファクシミリで提供するサービスのこと。

か 行

- 介護保険法
介護保険制度は介護サービスを受けたときの費用負担を軽減できる制度であり、介護保険法は介護保険制度について定めた法律。
- 学習障害(LD)／限局性学習症(SLD)
全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることで、学習上、さまざまな困難に直面している状態。
- 基幹相談支援センター
地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に実施する機関。

- **強度行動障害**
直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
- **高次脳機能障害**
病気や事故の影響により脳が傷つき、記憶や注意力などが低下し、日常生活に支障をきたす状態。
- **更生医療・育成医療**
身体上の障害または現存する疾患を放置すれば、障害を残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。
- **共生型サービス**
ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。
- **合理的配慮**
障害のある人から何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、事業者の負担が重すぎない範囲で、障害のある人が障壁のない生活を送れるように配慮すること。
- **こころのバリアフリー**
誰もが暮らしやすい社会を実現するため、日常生活を送る中で、障害があってもなくても困っている人を見かけたら手を差し伸べること。

さ 行

- **自閉症スペクトラム障害(ASD)**
社会性やコミュニケーションなどに困難を抱える障害。
- **市民後見人**
弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではない一般の市民で、成年後見人となるための養成研修を修了し、身近な立場でその生活を支援するために、家庭裁判所より専任された者。
- **社会福祉協議会**
社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体のこと。
- **重症心身障害児者**
身体障害者手帳Ⅰ級及びA判定の療育手帳の交付を受けている児（者）。
- **手話通訳者**
聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障のある人などに対し、手話により意思疎通支援を行う者。

- 障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備など、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害のある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

- 障害者週間

国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識を高めることを目的とした週間。12月3日から9日まで、障害のある人に関する啓発活動等を実施している。

- ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする人のこと。

- 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

た 行

- 地域自立支援協議会

障害者総合支援法において設置が法定化されている協議会で、障害の有無にかかわらず共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための場。

- 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される社会システムのこと。

- 注意欠如・多動症(ADHD)

「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害。

- 通級指導教室

小・中学校等の通常の学級に在籍し、特別な教育課程での教育を必要とする子どもたちに対して教育を行う教室。

- DAISY(アクセシブルな情報システム)

視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書。

- デマンド型乗合タクシー

デマンド型乗合タクシーとは、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

- **特殊詐欺**
電話やハガキ（封書）などで親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る犯罪。
- **特別支援学級**
小学校、中学校等において、障害のある児童生徒に対して障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。
- **特別支援学校**
障害があるために、教育上の配慮を必要とする幼児、児童、生徒それぞれに応じた教育課程を編成し、専門的できめ細かな指導を行う学校。
- **特別支援教育**
障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
- **トライアル雇用**
有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

な 行

- **難病**
「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、①発病の機構が明らかでない、②治療方法が確立していない希少な疾病である、③当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。ただし、がんや精神疾患、感染症、アレルギー疾患等、個別の施策体系があるものは含まれていない。
- **ノーマライゼーション**
障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のこと。

は 行

- **発達障害**
発達障害者支援法に規定されている自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの。

- バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

- 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

- 福祉的就労

民間企業や公共機関、自営や起業などでの一般就労に対して、労働市場では職を見つけることが困難な障害のある人のための代替雇用（保護雇用）による就労形態のこと。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型及びB型）などの福祉サービスで就労すること。

- 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるように、市町村が指定した避難施設。

- 福祉有償運送

タクシーなどの公共交通機関によっては、身体障害のある人などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

- ボッチャ

重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害のある人のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目である。

- ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま 行

- 民生委員・児童委員

それぞれの地域において、住民の見守りや相談に応じ、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスの情報提供などを行い、児童委員を兼ねている。

や 行

- ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

- ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを認めあい、最初からできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方のこと。

- 要配慮者

従来の「災害時要援護者」に代り、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障害のある人、乳幼児、その他の災害時に必要な情報の的確な把握や安全な場所への避難など、災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する人のこと。

- 要約筆記者

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障のある人などに対し、要約筆記（発言の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳）により意思疎通支援を行う者。

ら 行

- ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における段階のこと。

- 療育

障害のあるこどもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

第5次島田市障害者計画

令和6年度～令和11年度

発行日／令和6年3月

発行／島田市

編集／島田市健康福祉部福祉課

〒427-8501 島田市中心1番の1

電話 0547-36-7154 / F A X 0547-37-0235